

第 3 期

鋸南町子ども・子育て支援事業計画

令和 7 年 3 月

鋸 南 町

は じ め に

わが国では、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）等に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行され、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図り、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指した取り組みが進められてきました。



本町では、令和2年度に「第2期鋸南町子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期計画」という。）を策定し、幼稚園や保育所などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時的預かりや病児保育、学童保育などのさまざまな子育て支援事業の整備・充実、また幼稚園保育料、給食費の無償化等に取り組んでまいりました。

現在、急速な少子化の進行や単独世帯の増加、子どもの貧困や不登校などの問題も発生し、家庭や地域をとりまく環境が大きく変化し、子どもの教育や保育に対するニーズも多様化しています。このような状況を踏まえて、すべての子どもとその家族が安心して、子育てすることができる環境づくりを推進する必要があります。

この度、5年を1期として策定した第2期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、新たに「みんなで育む次代の担い手 ともにつながり支え合うまちづくり」を基本理念として掲げ、引き続き計画的に施策を推進し、子育て支援に関する新たな支え合いの仕組みを構築することを目指した第3期計画を策定しました。

今後とも、国、県をはじめ、関係機関と連携を図りながら子ども・子育て施策に積極的に取り組んでまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言を賜りました鋸南町子ども・子育て支援事業計画策定委員の皆様、アンケート調査等にご協力いただきました町民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年3月

鋸南町長 白石 治和

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の位置づけ.....	1
第3節 計画の期間.....	2
第4節 子ども・子育て支援制度の概要.....	2
1 幼保連携型認定こども園の制度改正.....	2
2 「保育の必要性の認定」の導入.....	2
3 幼児教育・保育の無償化.....	3
4 家庭支援事業の創設.....	3
5 こども誰でも通園制度等の創設.....	3
6 子ども・子育て支援法におけるサービスの類型.....	3
第2章 子どもと子育て家庭の現状.....	5
第1節 鋸南町の子ども・子育てをとりまく状況.....	5
1 人口と世帯の状況.....	5
2 婚姻・出生の状況.....	8
3 就業の状況.....	10
4 教育・保育施設等の利用の現状.....	12
第2節 子育て支援に関する調査結果からみる町民ニーズ.....	15
1 調査概要.....	15
2 就学前児童保護者調査.....	15
3 小学生保護者調査.....	23
4 中学生調査.....	27
第3節 子育て環境における現状と課題.....	31
第3章 目指すべき目標.....	33
第1節 計画の基本理念.....	33
第2節 3つの基本方針.....	34
基本方針1 「子どもの自立を応援するまちづくり」.....	35
基本方針2 「ゆとりと希望をもって子育てできるまちづくり」.....	35
基本方針3 「多様な個性がともに生きるまちづくり」.....	35
第3節 4つの基本目標と16の基本施策.....	36
基本目標1 「地域で子育てが支えられる町」.....	36
基本目標2 「就業と子育てが両立できる町」.....	36
基本目標3 「学びを通じて親子が育つ町」.....	37
基本目標4 「安全・安心な町」.....	37
第4章 基本施策の推進.....	38

第1節 地域で子育てが支えられる町	42
基本施策1 「地域子育て支援の推進」	42
基本施策2 「健康づくりの促進」	45
基本施策3 「障がいのある子や発達に遅れのある子への支援の充実」	47
基本施策4 「ひとり親家庭への支援強化」	49
基本施策5 「児童虐待・配偶者暴力の防止」	50
基本施策6 「経済的負担の軽減」	52
基本施策7 「子どもの貧困対策の推進」	53
第2節 就業と子育てが両立できる町	54
基本施策8 「保育サービスの充実」	54
基本施策9 「放課後児童対策の充実」	55
基本施策10 「仕事と生活の調和の推進」	56
基本施策11 「男女共同参画の促進」	57
第3節 学びを通じて親子が育つ町	58
基本施策12 「食育・学校保健の推進」	58
基本施策13 「幼児教育・学校教育の充実」	60
基本施策14 「社会教育・社会体育の充実」	62
第4節 安全・安心な町	64
基本施策15 「子どもにやさしいまちづくり」	64
基本施策16 「のびのび遊べる環境づくり」	65
第5章 事業量の見込みと確保方策	67
第1節 教育・保育提供区域の設定	67
第2節 事業量の見込みの算出方法について	67
1 事業量の見込みの算出項目	67
2 事業量の見込みの算出方法	69
第3節 事業量の見込みと提供体制の確保（教育・保育給付対象事業）	70
1 教育・保育の事業量の見込み	70
2 教育・保育の提供体制の確保の内容	70
3 教育・保育の一体的提供の推進	72
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	72
5 幼児教育・保育等の質の確保及び向上	72
6 外国につながる幼児への支援・配慮	72
第4節 事業量の見込みと提供体制の確保（地域子ども・子育て支援事業）	73
1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	73
2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容	74
第5節 子どもの放課後の居場所づくり	82
1 事業目標について	82
2 学童保育及び放課後子ども教室の推進に関する方策について	82
第6章 推進に向けて	84

第1節 推進状況の点検・公表の方法.....	84
1 計画の推進状況の点検.....	84
2 計画の推進状況の公表.....	84
第2節 町民への意識啓発の推進.....	84
1 子ども・子育て支援に対する意識啓発の推進.....	84
2 推進体制の強化.....	84
資 料 編.....	85
1 鋸南町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱.....	85
2 鋸南町子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿.....	87
3 計画策定の経過.....	88

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

本町では、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されるにあたり、「鋸南町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」（以下、この章で「第1期計画」という）を策定、また第1期計画に引き続き「第2期鋸南町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」（以下、この章で「第2期計画」という）を策定し、地域の実情に応じた子どもの育ちや子育て家庭への支援、子育て環境の向上に取り組んできました。

また、鋸南町総合計画（令和3年度～令和12年度）においては、将来像として“みんなでつくる三ツ星のふるさと・鋸南”と掲げ、各種施策を積極的に推進してきました。

国においては、第2期計画期間中において、近年の子どもと家庭を取り巻く環境の大きな変化に対し、令和5年4月、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行され、「こども家庭庁」が発足しました。また、同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、すべての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、行政を始め、地域社会全体で子どもたちの成長を支援していくことが示されました。

本計画は、第2期計画の改定時期を迎え、国の新たな制度・体制下における法制度の改正や国の方向性のほか、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇、共働き世帯、核家族世帯の増加に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するために策定するものです。

第2期計画期間中の取組の進捗状況や課題を整理し、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容及びその時期などを定めて、子ども・子育てに対するニーズに応じていくために策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、こども家庭庁から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、各年度の「子どものための教育・保育給付対象事業」の事業量及び「地域子ども・子育て支援事業」の事業量を見込み、それらの提供体制確保策を定めます。

なお、本町においては、市町村における子育て支援施策が、子ども・子育て支援関連3法や児童福祉法のみならず、保健・医療、雇用、住環境など、まちづくりの中で総合的な視野で実施していくことが重要と考えるため、各分野における施策の方向性についても、本計画で位置づけます。

第3節 計画の期間

本計画は、令和7年度から、令和11年度までの5年間を計画期間とします。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第2期子ども・子育て支援事業計画							
	本計画の策定	第3期子ども・子育て支援事業計画					
			必要に応じて 中間見直し			次期計画 の策定	次期計画

第4節 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法」の3法（以下「子ども・子育て関連3法」という）に基づく制度のことです。本町でも、平成27年度から第1期計画に反映させて施行しました。

それまでは、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき、施策を推進してきましたが、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請等により、大きな制度改革が実施されました。

「子ども・子育て支援法」第2条では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行うことを基本理念として掲げられています。このような基本理念の下、本制度では、子ども・子育て支援に関して、基礎的自治体としての市町村の権限が大幅に強化されています。また、介護保険制度の「要介護認定」に準じた「保育の必要性の認定」の制度が導入されており、支給認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、責任も強化されています。

1 幼保連携型認定こども園の制度改革

「認定こども園法の一部改正法」により、「幼保連携型認定こども園」の制度改革が行われました。従来の制度では、幼稚園部分は学校教育法に、保育所部分は児童福祉法に、認定こども園部分は認定こども園法に規定され、複雑な仕組みとなっていました。認可・指導監督や財政措置等が一本化されています。

2 「保育の必要性の認定」の導入

子ども・子育て支援制度では、保育に欠ける欠けないにかかわらず、幼児期の教育・保育を受けることを希望するすべての保護者の申請に基づいて、保育の必要性の有無や必要量を認定します。

3 幼児教育・保育の無償化

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が実施されました。子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取組が行われるものです。対象となる施設は、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設等で利用する 3 歳から 5 歳のすべての子どもの利用料と、住民税非課税世帯である 0 歳から 2 歳児の利用料を対象として無償とするものです。

4 家庭支援事業の創設

令和 6 年 4 月の児童福祉法改正により、家庭支援事業が創設されました。児童虐待の相談対応件数の増加、子育てに困難を抱える世帯の顕在化に対し、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化が図られました。新設された家庭支援事業は「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の 3 事業です。また、児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行う「こども家庭センター」「地域子育て相談機関」の設置に努めることとされました。

5 こども誰でも通園制度等の創設

令和 6 年 8 月の子ども・子育て支援法改正により、市町村子ども・子育て支援事業に、「妊婦等包括支援事業」「こども誰でも通園制度」「産後ケア事業」の 3 事業が追加されました。核家族の増加、ひとり親世帯の増加等という傾向に加へ、妊娠時や産後に悩みを抱える母親が増えており、「妊婦等包括支援事業」「産後ケア事業」による新たな支援が行われます。また、子育て世帯の就労形態や多様な働き方に対し、保育所等の利用条件を緩和した「こども誰でも通園制度」に令和 8 年度より給付が開始されます。

6 子ども・子育て支援法におけるサービスの類型

「子ども・子育て支援法」のサービスは、「教育・保育給付対象事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の 2 区分となります。「教育・保育給付」は、県認可の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。

また、「子ども・子育て支援制度におけるサービスの類型」の 12 番から 30 番までの事業が、地域子ども・子育て支援事業として子ども・子育て支援法に位置づけられています。

<子ども・子育て支援制度におけるサービスの類型>

法区分	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援 法適用	教育・ 保育給付 対象事業	施設型給付 (県が認可)	1 公立幼稚園
			2 現行制度への移行を選択する私立幼稚園
			3 公立認可保育所（私立認可保育所は委託費を支弁）
			4 幼保連携型認定こども園
			5 幼稚園型認定こども園
			6 保育所型認定こども園
			7 地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付 (市町村が認可)	8 小規模保育
			9 家庭的保育
			10 居宅訪問型保育
			11 事業所内保育
	地域子ども・子育て支援 事業		12 利用者支援
			13 地域子育て支援拠点事業
			14 妊婦健診
			15 乳児家庭全戸訪問事業
			16 養育支援訪問事業等
			17 子育て短期支援事業（ショートステイ）
			18 ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）
			19 一時預かり
			20 延長保育事業
			21 病児病後児保育事業
			22 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
			23 子育て世帯訪問支援事業
			24 児童育成支援拠点事業
			25 親子関係形成支援事業
			26 妊婦等包括相談支援事業
			27 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
			28 産後ケア事業
			29 実費徴収に係る補足給付を行う事業
			30 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

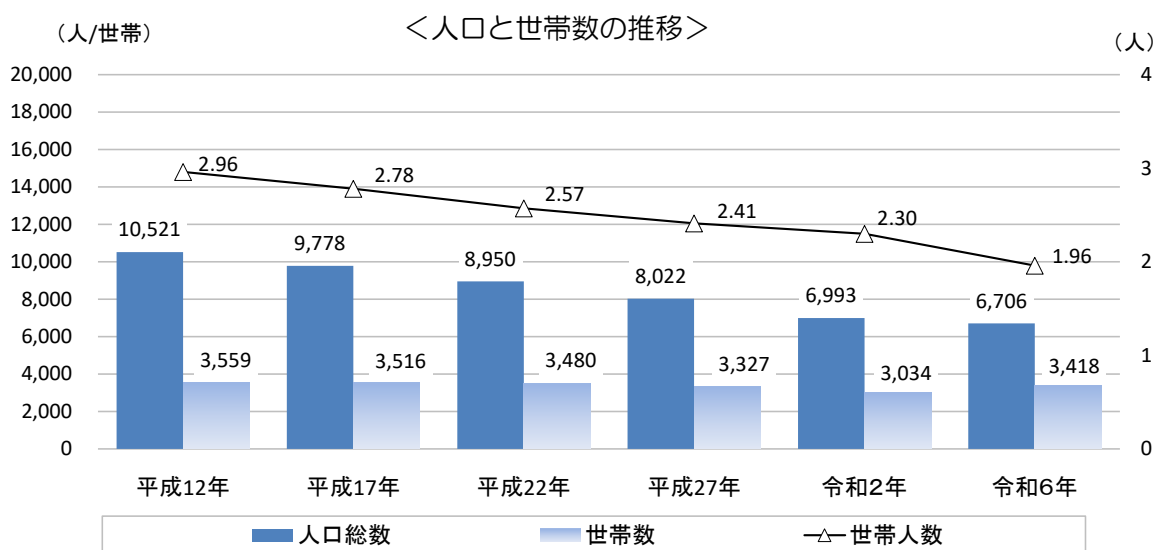
第2章 子どもと子育て家庭の現状

第1節 鋸南町の子ども・子育てをとりまく状況

1 人口と世帯の状況

(1) 人口と世帯数の推移

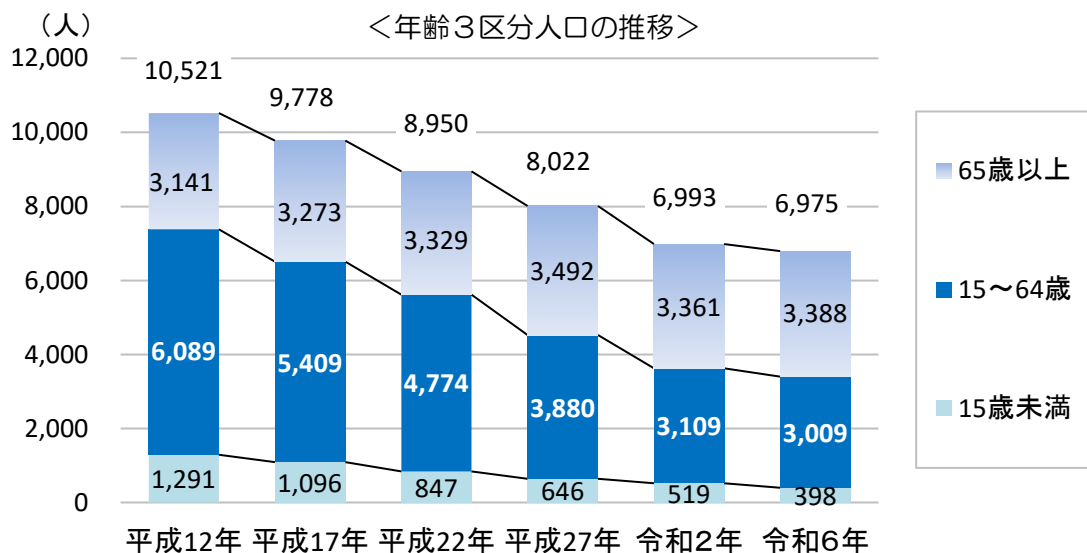
住民基本台帳による令和6年10月1日現在の人口は6,706人で、減少傾向が続いています。令和6年においては世帯数は3,418世帯、一世帯あたりの人口は1.96人となっており、世帯数は令和2年より増加、一世帯あたりの人口は減少が続き、世帯の少人数化が進んでいます。



資料：平成12年～令和2年は国勢調査(各年10月1日)、令和6年は住民基本台帳(10月1日)
平成27年、令和2年の人口総数には年齢不詳含む

(2) 年齢3区分人口の推移

住民基本台帳による令和2年4月1日現在の15歳未満の年少人口は398人、年少人口比率は5.9%となっています。年齢3区分の人口の推移をみると、少子・高齢化が進んでいます。



資料：平成12年～令和2年は国勢調査(各年10月1日)、令和6年は住民基本台帳(4月1日)

(3) 人口動態と婚姻・離婚

平成 30 年から令和5年までの人口動態をみると、自然動態は、死亡が出生を上回る自然減が続いています。自然動態と社会動態を加算した人口動態でも、人口減の状況が続いています。

婚姻件数は、令和5年が9組で増減を繰り返しています。離婚件数は令和2年以降一桁台で推移しています。

<人口動態と婚姻・離婚>

	人口（人）							婚姻 （組）	離婚 （組）
	自然動態			社会動態			人口 増減		
	出生	死亡	自然 増減	転入	転出	社会 増減			
平成 30 年	29	159	-130	207	274	-67	-197	15	11
令和元年	20	148	-128	199	299	-100	-228	11	10
令和2年	15	141	-126	161	277	-116	-242	16	9
令和3年	15	171	-156	179	249	-70	-226	10	4
令和4年	16	165	-149	162	206	-44	-193	14	8
令和5年	9	150	-141	221	221	0	-141	9	6

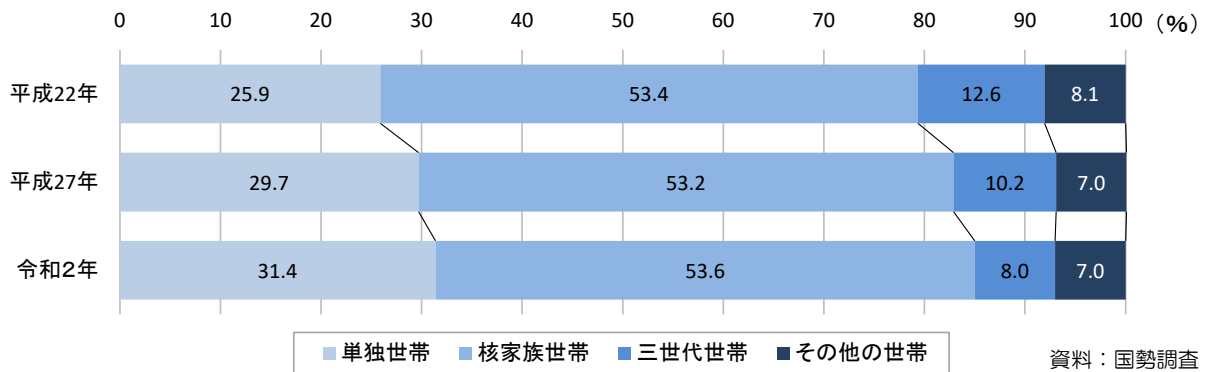
資料：町勢要覧 平成6年度

(4) 世帯類型等の推移

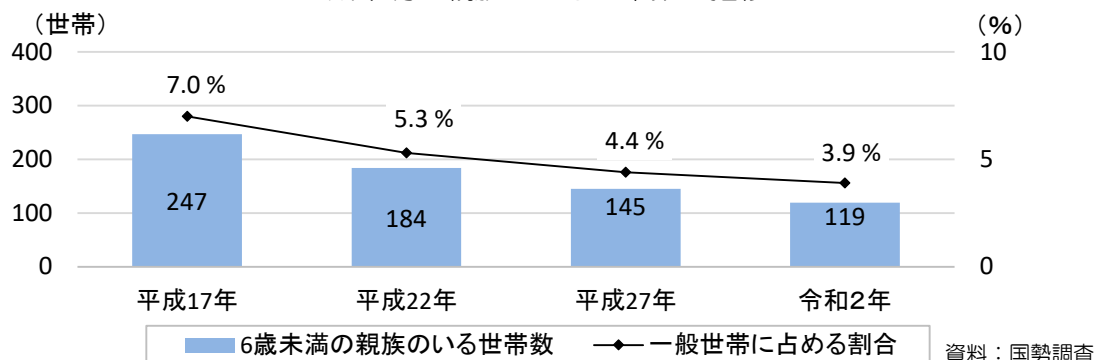
世帯タイプの構成割合をみると、単独世帯、核家族世帯は横ばいを推移、三世帯世帯は減少傾向となっています。

6歳未満の親族のいる世帯数は、令和2年では 119 世帯となっており、減少傾向が続いています。

<世帯タイプの推移>



<6歳未満の親族のいる世帯数の推移>



(5) 子ども人口の推計

計画期間である令和7年度から令和11年度の子ども人口を、コーホート変化率法により推計したのが、以下の表です。

「0～2歳」の合計では、令和6年度は40人、令和11年度の推計値は35人と約1割の減少が予測されています。「3～5歳」の合計では、令和6年度は61人から令和11年度には34人に減少しています。就学前児童（0～5歳）全体では、令和6年度は101人から令和11年度には69人と3割以上となる32人減少となることが予測されています。

＜子ども人口の推計＞

(単位：人)

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳	11	18	7	12	12	11	11	11
1歳	22	12	20	8	13	13	12	12
2歳	18	19	13	20	8	13	13	12
3歳	22	19	20	14	21	8	13	13
4歳	39	21	21	19	14	21	8	13
5歳	31	38	20	21	19	14	21	8
6歳	25	31	41	20	21	19	14	21
7歳	24	24	30	39	20	21	19	14
8歳	28	25	24	30	39	20	21	19
9歳	39	28	24	24	30	39	20	21
10歳	38	39	27	23	23	29	38	20
11歳	37	36	39	27	23	23	29	38
12歳	40	37	36	39	27	23	23	29
13歳	45	38	38	35	38	26	22	22
14歳	45	48	38	39	36	39	27	23
15歳	44	45	47	37	38	35	38	26
16歳	35	41	43	45	35	36	33	36
17歳	50	35	43	43	45	35	36	33
18歳	40	43	29	36	36	38	29	30
0～2歳合計	51	49	40	40	33	37	36	35
3～5歳合計	92	78	61	54	54	43	42	34
6～8歳合計	77	80	95	89	80	60	54	54
9～11歳合計	114	103	90	74	76	91	87	79
0～5歳合計	143	127	101	94	87	80	78	69
0～8歳合計	220	207	196	183	167	140	132	123
0～11歳合計	334	310	286	257	243	231	219	202
0～18歳合計	633	597	560	531	498	463	427	401

※令和7年以降は、令和2年～令和6年4月1日現在の住民基本台帳をもとに「コーホート変化率法」で算出した推計値。なお、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことを「コーホート」と言い、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2 婚姻・出生の状況

(1) 未婚者数の推移

20代、30代の未婚者率（離婚した人は含まない）をみると、すべての年代において男女ともに未婚者率が上昇しており、非婚化・晩婚化の傾向が見てとれます。

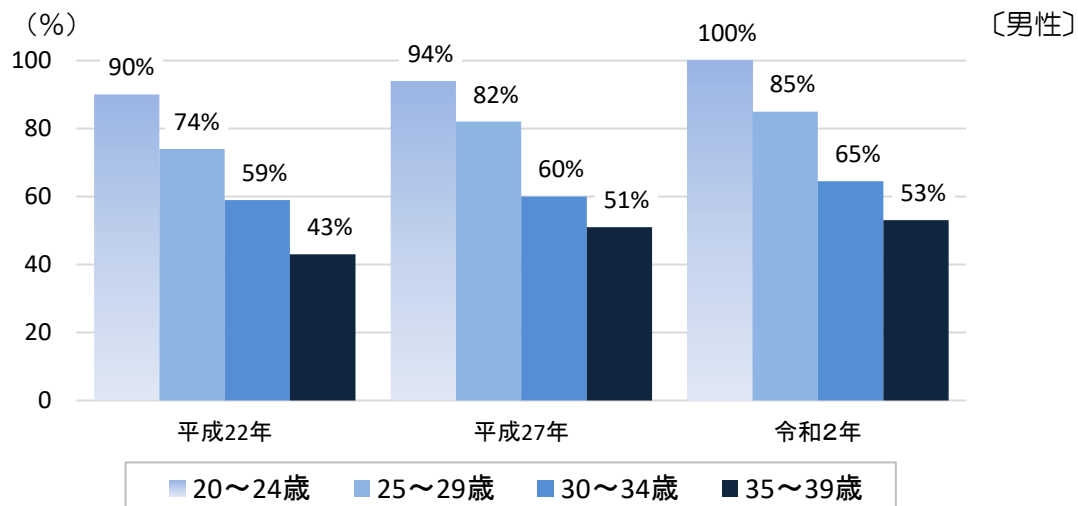
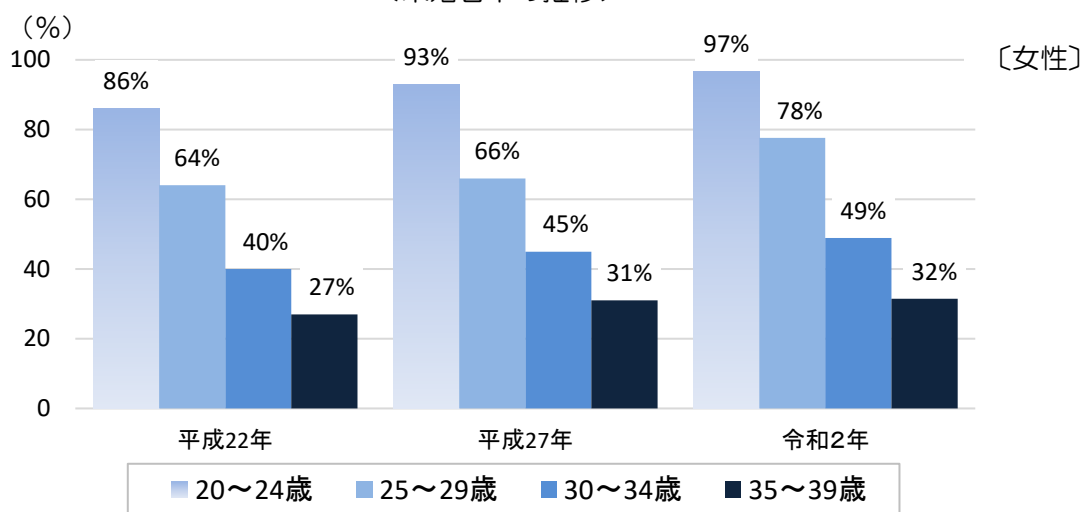
＜未婚者数の推移＞

(単位：人)

性別	年齢	平成22年	平成27年	令和2年
女性	20～24歳	107	105	88
	25～29歳	90	61	76
	30～34歳	69	58	43
	35～39歳	55	54	39
男性	20～24歳	89	96	67
	25～29歳	108	78	68
	30～34歳	106	83	60
	35～39歳	89	84	71

資料：国勢調査

＜未婚者率の推移＞



資料：国勢調査

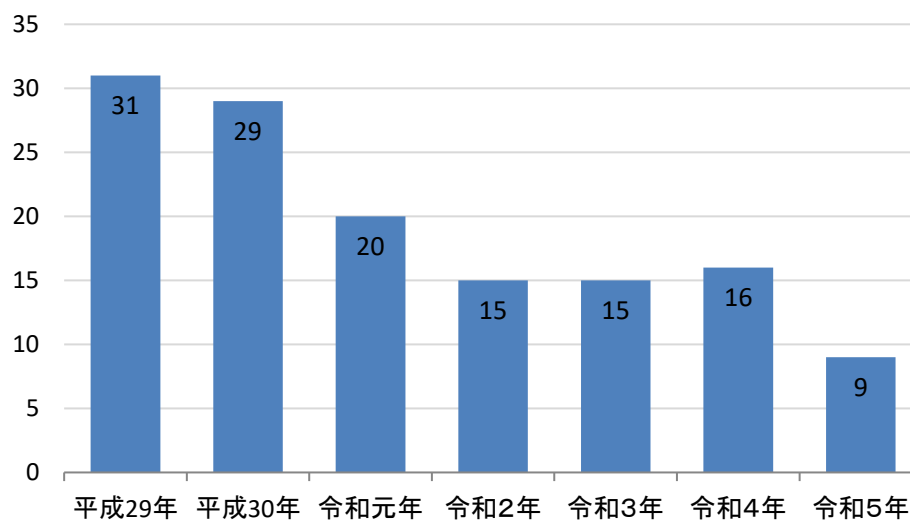
(2) 出生の状況

出生数は、年ごとにばらつきはありますが、概ね減少傾向で推移しており、令和5年は9人となっています。

合計特殊出生率は、全国の合計特殊出生率を下回っています。

＜出生数の推移＞

(単位：人)



資料：町勢要覧 令和6年度

＜合計特殊出生率の推移＞

(単位：人)

	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
鋸南町	1.17	0.93	1.03	0.97	0.78	1.21	1.23	0.90	0.70	0.76	0.83	0.36
全国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

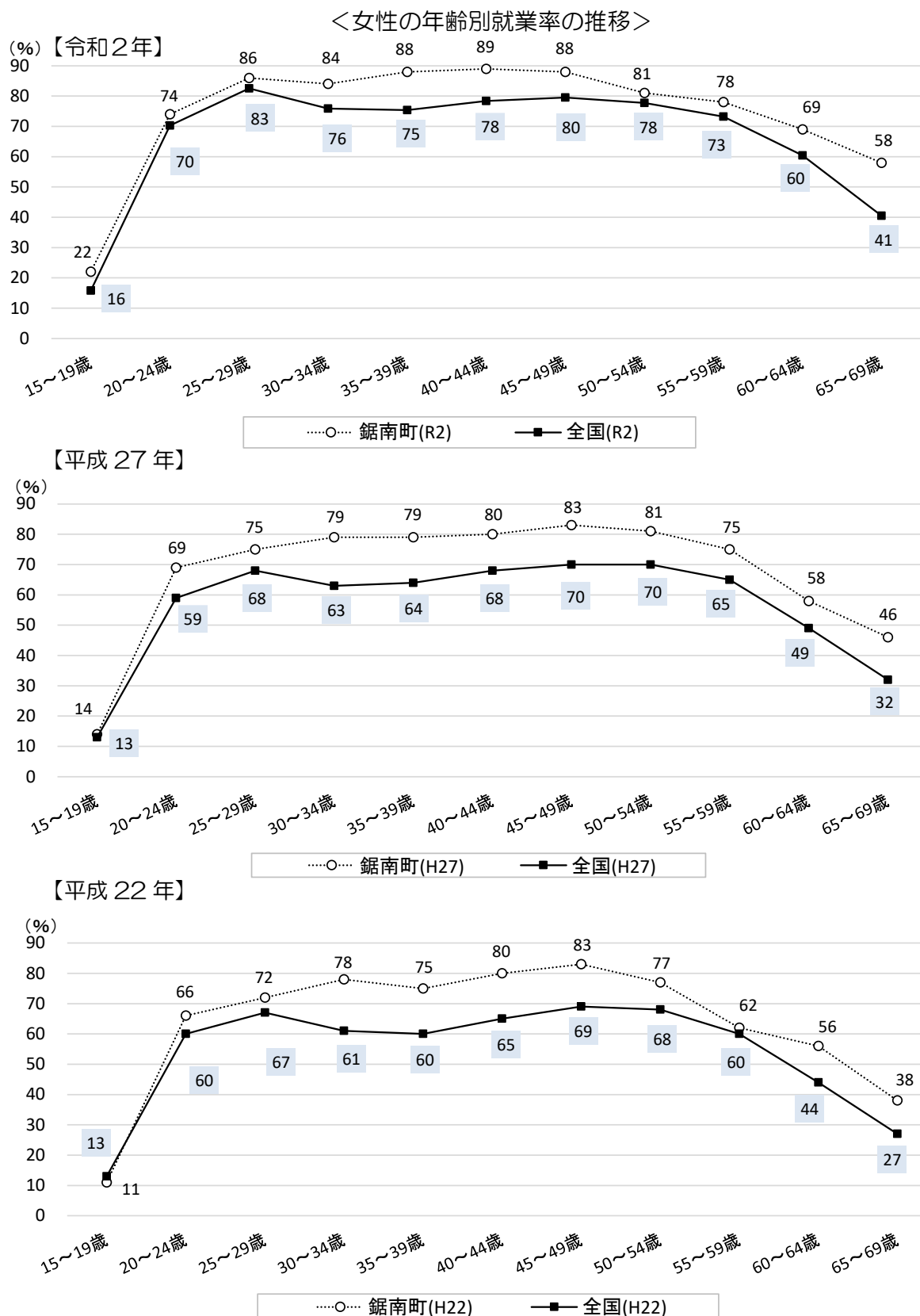
資料：千葉県人口動態調査

3 就業の状況

(1) 女性の年齢別就業率の推移

鋸南町の女性の年齢別就業率は、令和2年では、全年齢層で全国平均より高く、主な出産・育児期である25歳から39歳にかけても、約8割以上の町民が就業しています。

平成22年、平成27年、令和2年と全年齢層で前回調査の就業率以上となっています。



(2) 産業中分類別就業者数と構成比

令和2年の産業中分類別就業者数は、男性では「卸売業、小売業」（13.3%）が最も高く、女性では「医療、福祉」（24.7%）が最も高くなっています。次いで男性は「農業」、「建設業」、女性は「卸売業、小売業」、「宿泊業、飲食サービス業」となっています。

また、全国平均と比較すると、男女ともに第1次産業の就業割合が高くなっています。

＜産業中分類別就業者数と構成比（令和2年）＞

区 分		男 性			女 性		
		就業者数 (人)	構成比		就業者数 (人)	構成比	
		鋸南町	鋸南町	全国	鋸南町	鋸南町	全国
全 産 業		1,885	100.0%	100.0%	1,646	100.0%	100.0%
第1次産業	農業	241	12.8%	3.3%	200	12.2%	2.7%
	林業	67	3.6%	0.3%	15	0.9%	0.1%
	合 計	308	16.3%	3.6%	215	13.4%	3.3%
第2次産業	鉱業	12	0.6%	0.0%	3	0.2%	0.0%
	建設業	240	12.7%	11.1%	39	2.4%	2.9%
	製造業	158	8.4%	20.0%	66	4.0%	11.0%
	合 計	410	21.8%	31.1%	108	6.8%	13.5%
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	18	1.0%	0.7%	3	0.2%	0.2%
	情報通信業	8	0.4%	5.0%	8	0.5%	2.5%
	運輸業、郵便業	165	8.8%	8.0%	22	1.3%	2.8%
	卸売業、小売業	250	13.3%	13.5%	306	18.6%	18.5%
	金融業、保険業	24	1.3%	1.9%	31	1.9%	3.1%
	不動産業、物品賃貸業	22	1.2%	2.5%	17	1.0%	2.1%
	学術研究、専門・技術サービス業	39	2.1%	4.5%	25	1.5%	3.2%
	宿泊業、飲食サービス業	126	6.7%	3.9%	210	12.8%	7.7%
	生活関連サービス業、娯楽業	54	2.9%	2.6%	79	4.8%	4.7%
	教育、学習支援業	39	2.1%	3.8%	82	5.0%	6.6%
	医療、福祉	134	7.1%	6.0%	407	24.7%	22.6%
	複合サービス事業	67	3.6%	0.8%	26	1.6%	0.7%
	サービス業	120	6.4%	7.5%	49	3.0%	6.2%
	公務	101	5.4%	4.5%	58	3.5%	2.4%
	合 計	1,167	61.9%	65.2%	1,323	77.7%	78.0%
	分類不能の産業	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%

資料：国勢調査

4 教育・保育施設等の利用の現状

(1) 保育所

<保育所の概要>

保育所名	所在地	開所時間 (延長保育含む)	敷地面積	延床面積	許可年度
鋸南保育所	下佐久間 2481 番地	午前 7 時 30 分～午後 7 時	2,192m ²	495 m ²	平成 22 年

<保育所の利用人数の推移>

(単位：人)

年	名称	定員	園児 総数	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
平成 30 年	鋸南保育所	70	45	5	13	11	16	0	0
令和元年	鋸南保育所	70	47	3	17	14	13	0	0
令和 2 年	鋸南保育所	70	59	2	13	21	23	0	0
令和 3 年	鋸南保育所	70	57	5	8	16	28	0	0
令和 4 年	鋸南保育所	70	38	1	9	10	18	0	0
令和 5 年	鋸南保育所	70	32	1	6	10	15	0	0
令和 6 年	鋸南保育所	70	38	1	12	7	18	0	0

※各年 4 月 1 日現在

(2) 幼稚園

<幼稚園の概要>

幼稚園名	所在地	敷地面積	延床面積	許可年度
鋸南幼稚園	下佐久間 2481 番地	2,979m ²	906m ²	平成 30 年

<幼稚園の園児数の推移>

(単位：人)

年	名称	園児数	教員数
平成 30 年	鋸南幼稚園	67	6
令和元年	鋸南幼稚園	49	4
令和 2 年	鋸南幼稚園	49	5
令和 3 年	鋸南幼稚園	53	5
令和 4 年	鋸南幼稚園	65	6
令和 5 年	鋸南幼稚園	58	8
令和 6 年	鋸南幼稚園	42	6

※各年 5 月 1 日現在

(3) 小中学校

<小中学校の概要>

小中学校名	所在地	敷地面積	延床面積	許可年度
鋸南小学校	下佐久間 2,500 番地	10,386m ²	4,091m ²	平成26年
鋸南中学校	大六 165 番地	22,485m ²	5,746m ²	平成 7年

<小学校児童数・中学校生徒数の推移>

(単位：人)

小学校	鋸南小学校	
	児童数	教員数
平成30年	262	24
令和元年	251	23
令和2年	235	28
令和3年	213	24
令和4年	191	21
令和5年	188	18
令和6年	193	23

事務職員、用務員をのぞく

※各年5月1日現在

中学校	鋸南中学校	
	生徒数	教員数
平成30年	127	18
令和元年	126	16
令和2年	111	20
令和3年	116	21
令和4年	115	18
令和5年	114	18
令和6年	112	17

事務職員、用務員をのぞく

※各年5月1日現在

(4) 学童保育所

<学童保育所の概要>

学童保育所名	所在地	利用時間
鋸南学童保育所	下佐久間 2500 番地	平 日：学校終了～午後6時 30 分 学校休業日：午前8時～午後6時 30 分

<学童保育所利用児童数の推移>

(単位：人)

学童保育所		幼稚園児	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	合計
平成 30 年	鋸南学童保育所		15	11	19	19	9	2	75
令和元年	鋸南学童保育所		16	15	10	12	13	5	71
令和 2 年	鋸南学童保育所		17	21	10	10	4	6	68
令和 3 年	鋸南学童保育所		14	17	15	7	6	4	63
令和 4 年	鋸南学童保育所		9	12	16	6	7	4	54
令和 5 年	鋸南学童保育所		23	9	10	14	7	5	68
令和 6 年	鋸南学童保育所		27	22	8	10	9	6	82

※各年 4 月 1 日現在

(5) 幼稚園一時預かり保育

<幼稚園一時預かり保育の概要>

幼稚園名	所在地	利用時間
鋸南幼稚園	下佐久間 2481 番地	平 日：幼稚園終了～午後6時 30 分 幼稚園休業日：午前8時 ～午後6時 30 分

幼稚園	児童数
令和 4 年	51
令和 5 年	43
令和 6 年	31

※各年 4 月 1 日現在

第2節 子育て支援に関する調査結果からみる町民ニーズ

1 調査概要

令和6年3月に実施し、町内の小学校就学前の子どもがいる世帯を対象に 98 票、小学生の子どもがいる世帯を対象に 157 票、中学生の子ども本人を対象に 131 票配布しました。

就学前の子どもがいる世帯からは、60 票回収（回収率：61.2%）し、小学生の子どもがいる世帯からは、113 票回収（回収率：72.0%）、中学生の子ども本人からは 79 票（回収率：60.3%）回収しました。

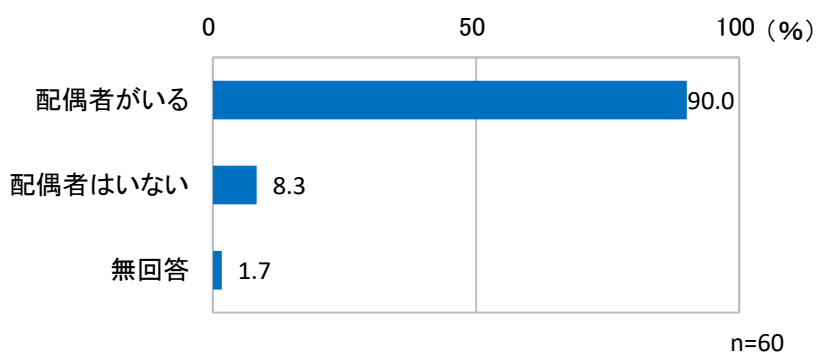
■調査票の配布・回収状況

	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	98 票	60 票	61.2%
小学生保護者	157 票	113 票	72.0%
中学生（1～3年生）	131 票	79 票	60.3%

2 就学前児童保護者調査

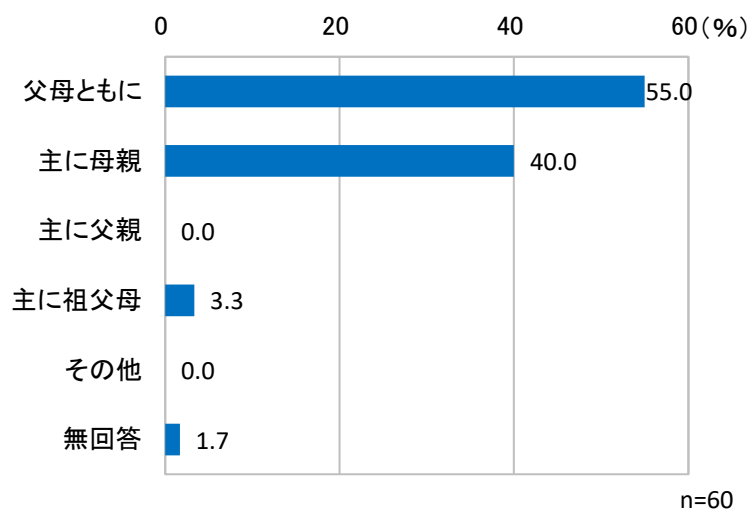
■配偶者の有無

「配偶者がいる」の割合の方が高く 90.0% となっています。次いで「配偶者はいない」（8.3%）となっています。

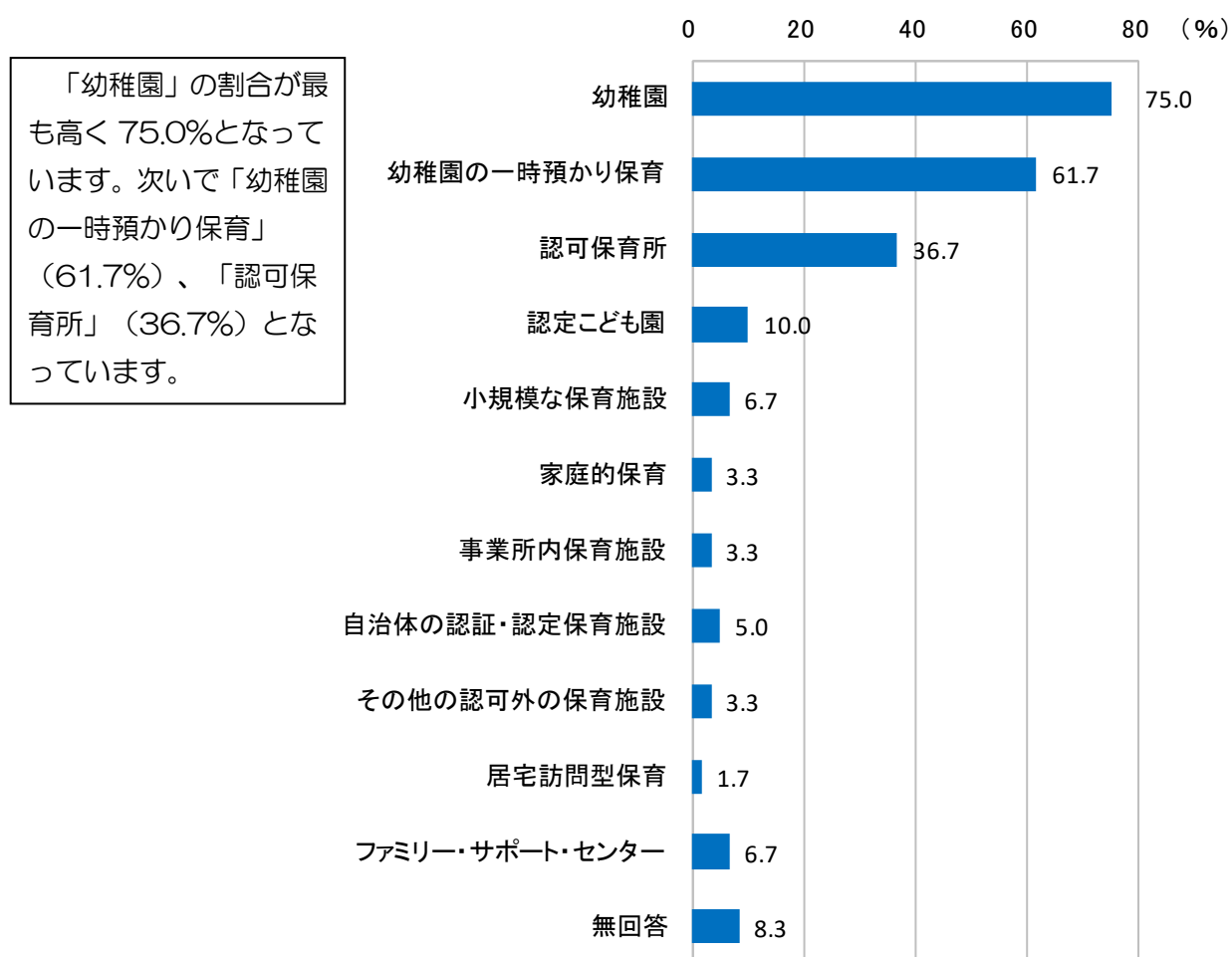


■主に子育てを行っている方

「父母ともに」の割合が最も高く 55.0% となっています。次いで「主に母親」（40.0%）、「主に祖父母」（3.3%）となっています。



■今後の教育・保育事業 利用意向（平日、教育・保育事業まとめ）

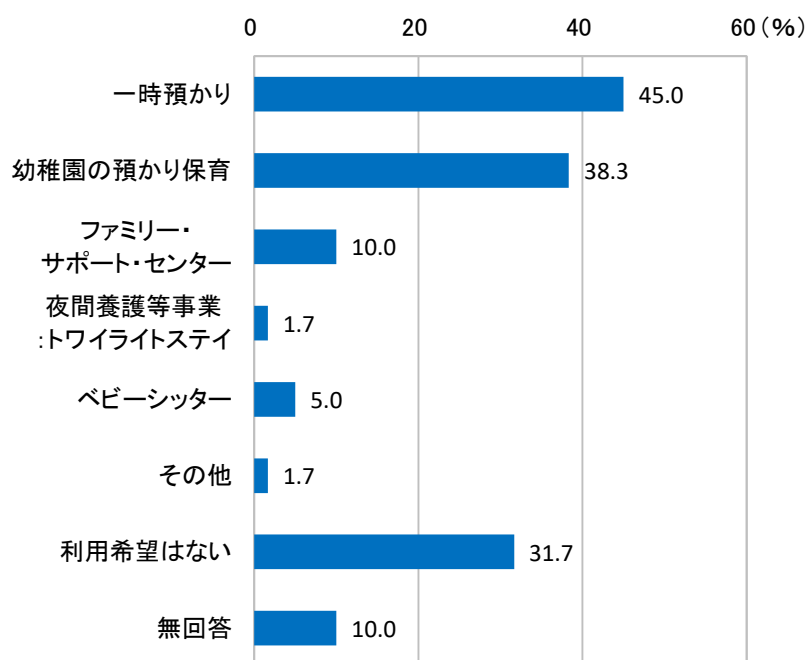


n=60

	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上
全体	60	1	4	5	7	10	13	17
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
幼稚園	45	0	2	4	3	8	11	14
	75.0%	0.0%	50.0%	80.0%	42.9%	80.0%	84.6%	82.4%
幼稚園の一時預かり保育	37	0	2	4	3	5	8	12
	61.7%	0.0%	50.0%	80.0%	42.9%	50.0%	61.5%	70.6%
認可保育所	22	1	2	4	7	5	2	1
	36.7%	100.0%	50.0%	80.0%	100.0%	50.0%	15.4%	5.9%
認定こども園	6	0	0	1	1	1	2	1
	10.0%	0.0%	0.0%	20.0%	14.3%	10.0%	15.4%	5.9%
小規模な保育施設	4	0	0	2	0	0	1	1
	6.7%	0.0%	0.0%	40.0%	0.0%	0.0%	7.7%	5.9%
家庭的保育	2	0	0	0	0	0	1	1
	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	5.9%
事業所内保育施設	2	0	0	0	0	0	1	1
	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	5.9%
自治体の認証・認定保育施設	3	0	0	0	1	0	1	1
	5.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	0.0%	7.7%	5.9%
その他の認可外の保育施設	2	0	0	0	0	0	1	1
	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	5.9%
居宅訪問型保育	1	0	0	0	0	0	1	0
	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%
ファミリー・サポート・センター	4	0	0	0	0	2	1	1
	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	7.7%	5.9%
無回答	5	0	1	0	0	0	2	2
	8.3%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	15.4%	11.8%

■今後、不定期に利用したい一時預かり事業先

「一時預かり」の割合が最も高く45.0%となっています。次いで「幼稚園の預かり保育」(38.3%)、「利用希望はない」(31.7%)となっています。

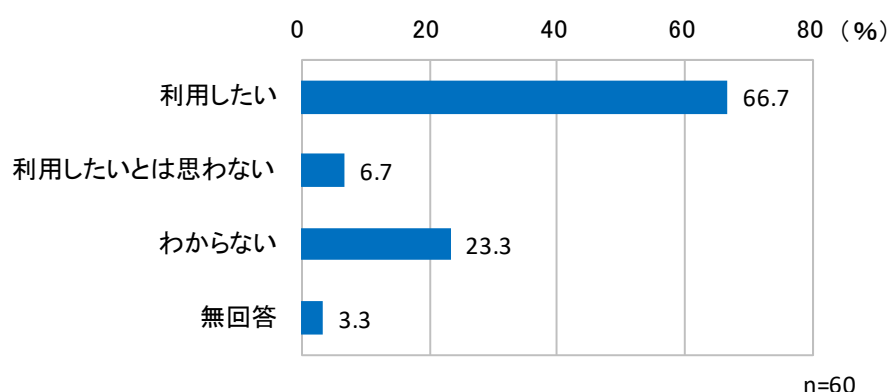


n=60

	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上
全体	60 100.0%	1 100.0%	4 100.0%	5 100.0%	7 100.0%	10 100.0%	13 100.0%	17 100.0%
一時預かり	27 45.0%	0 0.0%	0 0.0%	4 80.0%	3 42.9%	6 60.0%	4 30.8%	7 41.2%
幼稚園の預かり保育	23 38.3%	0 0.0%	1 25.0%	3 60.0%	1 14.3%	6 60.0%	5 38.5%	5 29.4%
ファミリー・サポート・センター	6 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	2 20.0%	1 7.7%	2 11.8%
夜間養護等事業：トワイライトステイ	1 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
ベビーシッター	3 5.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 20.0%	0 0.0%	1 10.0%	1 7.7%	0 0.0%
その他	1 1.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 5.9%
利用希望はない	19 31.7%	1 100.0%	1 25.0%	0 0.0%	3 42.9%	3 30.0%	5 38.5%	6 35.3%
無回答	6 10.0%	0 0.0%	2 50.0%	1 20.0%	1 14.3%	0 0.0%	1 7.7%	1 5.9%

■こども園等利用意向（月 10 時間程度の利用枠の中）

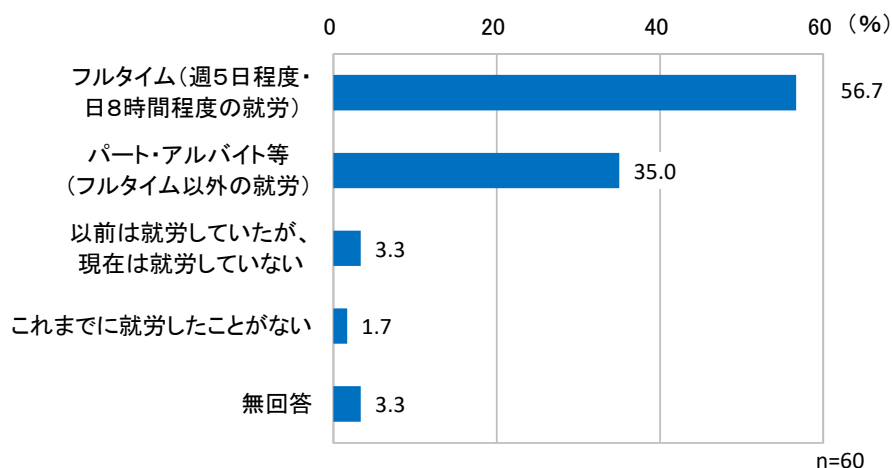
「利用したい」の割合が最も高く 66.7%となっています。次いで「わからない」（23.3%）、「利用したいとは思わない」（6.7%）となっています。



	合計	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳以上
全体	60	1	4	5	7	10	13	17
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用したい	40	0	3	3	5	6	9	11
	66.7%	0.0%	75.0%	60.0%	71.4%	60.0%	69.2%	64.7%
利用したいとは思わない	4	0	0	0	0	1	2	1
	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10.0%	15.4%	5.9%
わからない	14	1	1	2	2	3	1	4
	23.3%	100.0%	25.0%	40.0%	28.6%	30.0%	7.7%	23.5%
無回答	2	0	0	0	0	0	1	1
	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.7%	5.9%

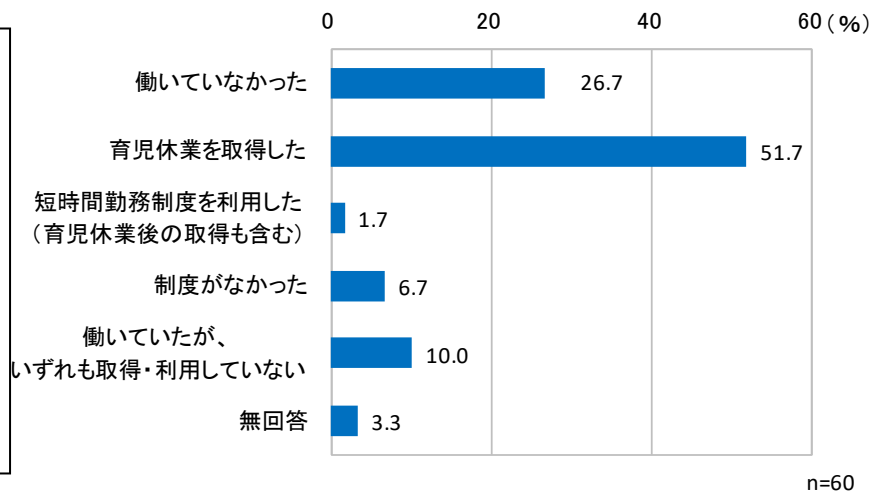
■母親の就労状況

「フルタイム（週5日程度・日8時間程度の就労）」の割合が最も高く 56.7%となっています。次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（35.0%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（3.3%）となっています。



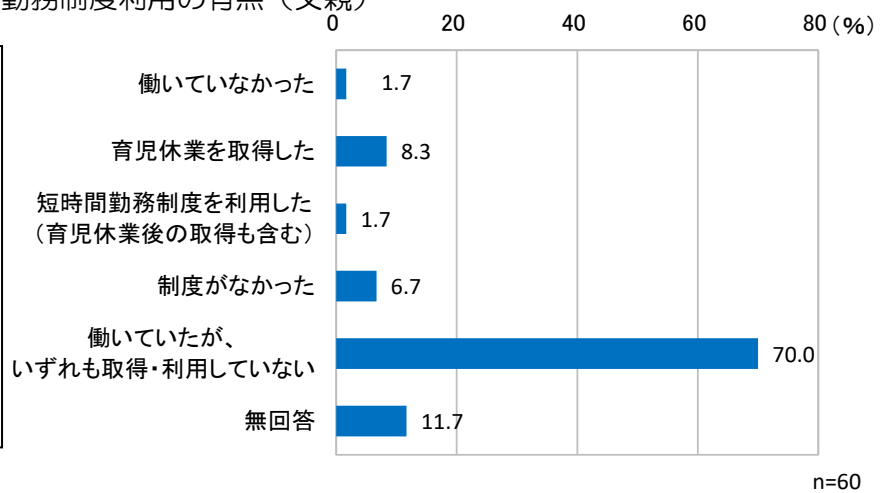
■育児休業制度または短時間勤務制度利用の有無（母親）

「育児休業を取得した」の割合が最も高く51.7%となっています。次いで「働いていなかった」（26.7%）、「働いていたが、いずれも取得・利用していない」（10.0%）となっています。

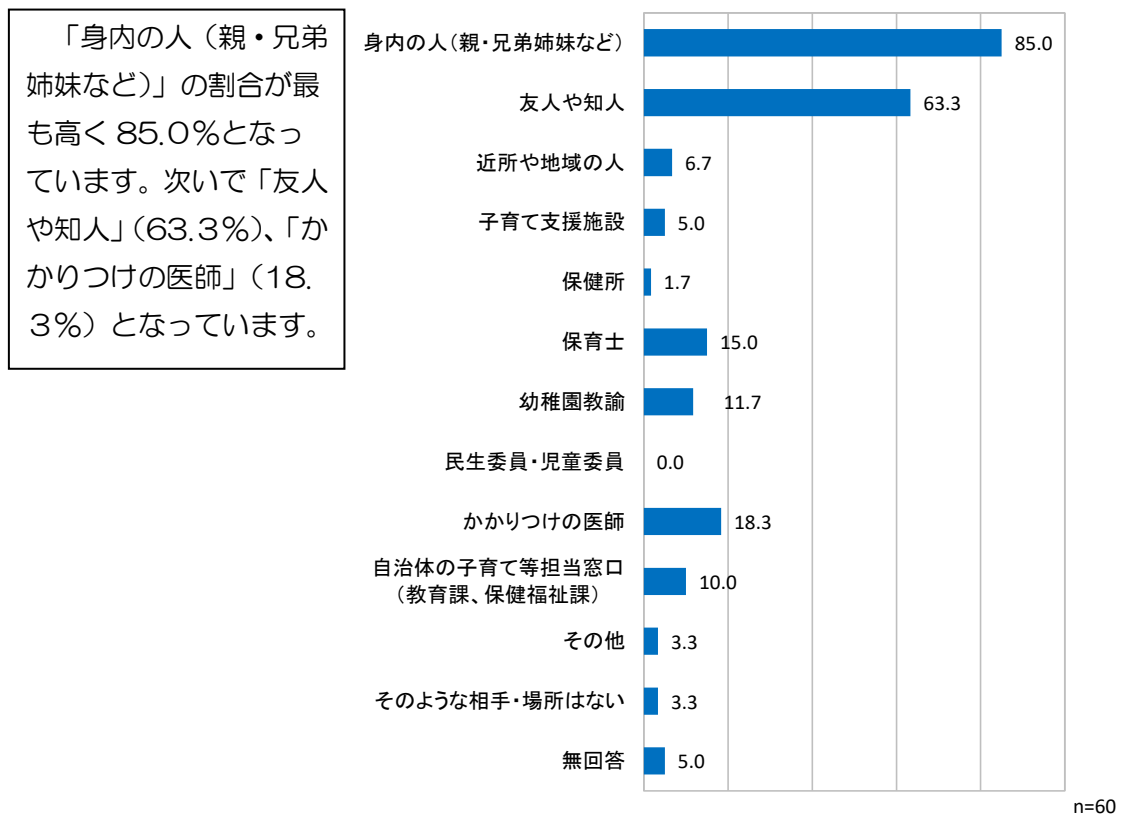


■育児休業制度または短時間勤務制度利用の有無（父親）

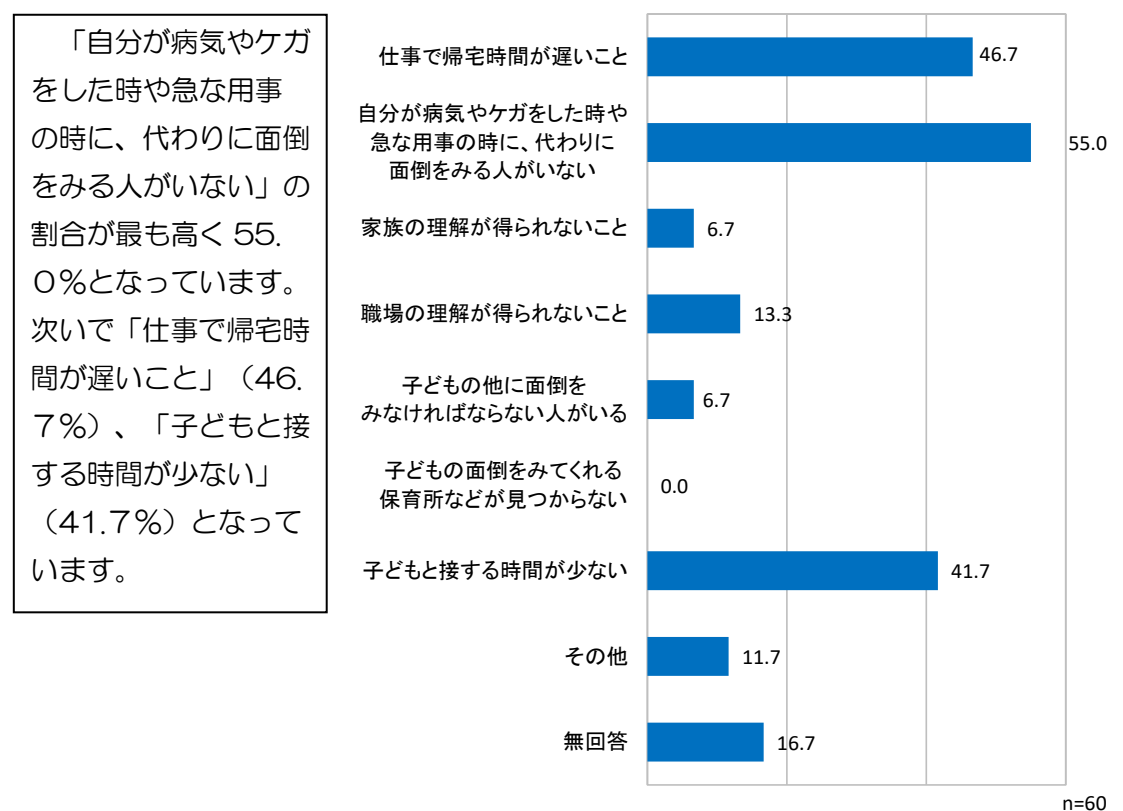
「働いていたが、いずれも取得・利用していない」の割合が最も高く70.0%となっています。次いで「育児休業を取得した」（8.3%）、「制度がなかった」（6.7%）となっています。



■お子さんの子育て（教育を含む）をする上での気軽な相談先

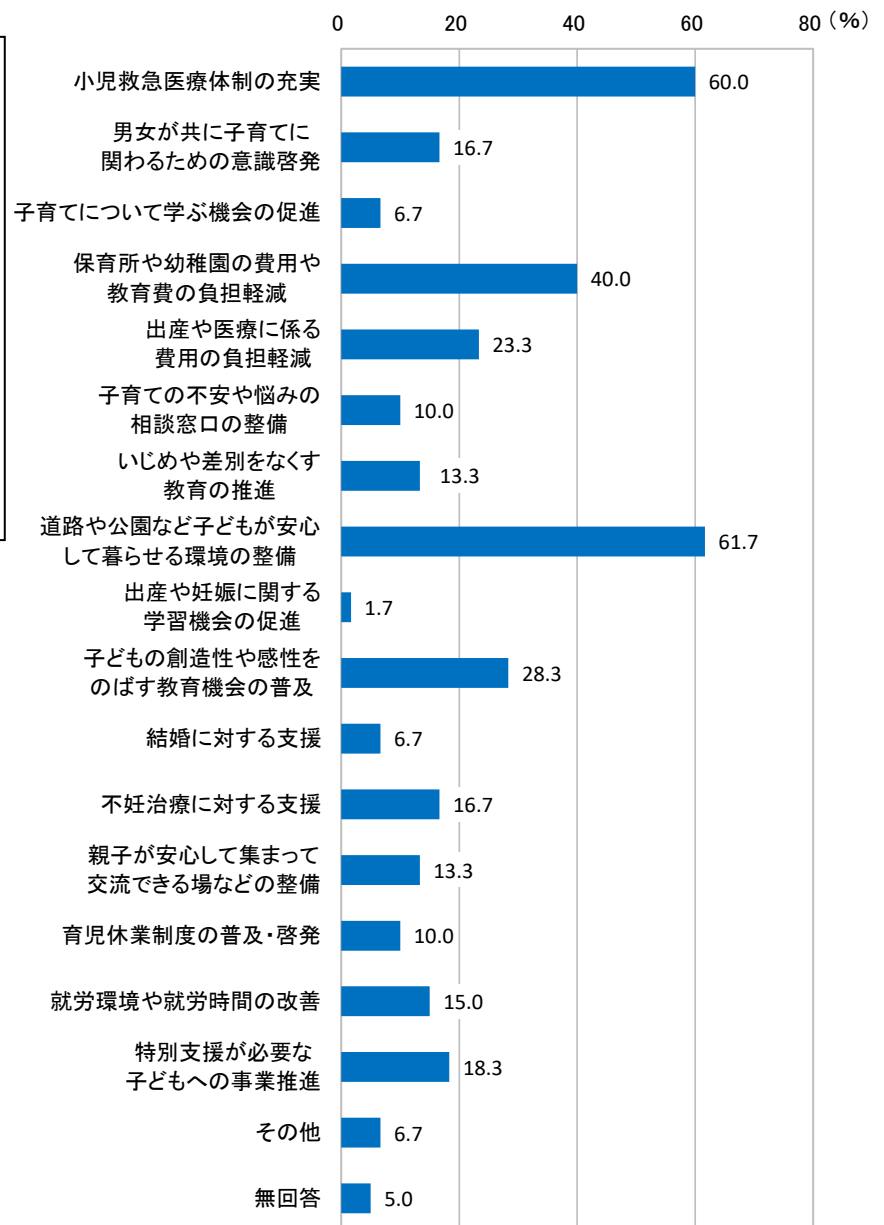


■仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること



■ 今よりももっと子育てしやすいまちとなるために重要なこと※主なものの5つまで

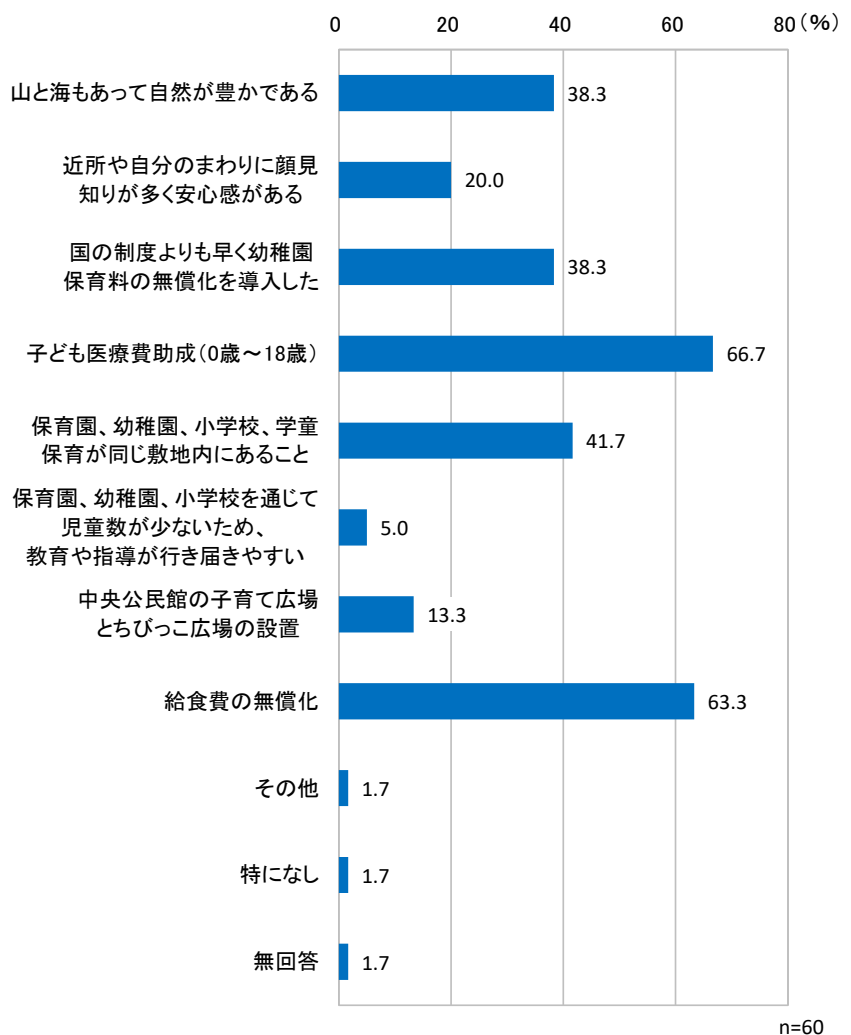
「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」の割合が最も高く61.7%となっています。次いで「小児救急医療体制の充実」(60.0%)、「保育所や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」(40.0%)となっています。



n=60

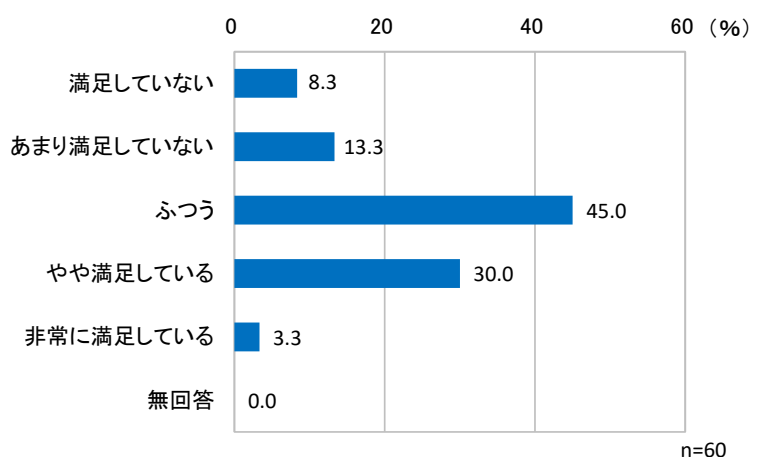
■良いと感じる鋸南町のサービス・環境※主なもの3つまで

「子ども医療費助成(0歳～18歳)」の割合が最も高く66.7%となっています。次いで「給食費の無償化」(63.3%)、「保育園、幼稚園、小学校、学童保育が同じ敷地内にあること」(41.7%)となっています。



■子育て環境や支援への満足度

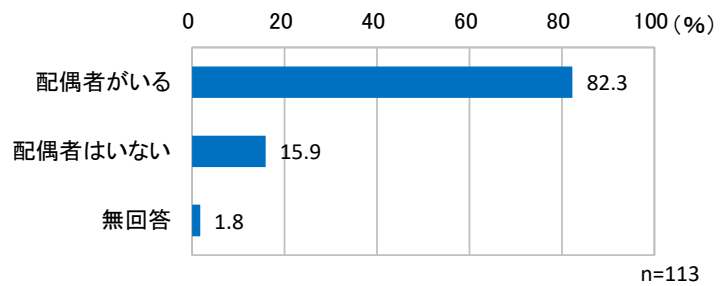
「ふつう」の割合が最も高く45.0%となっています。次いで「やや満足している」(30.0%)、「あまり満足していない」(13.3%)となっています。



3 小学生保護者調査

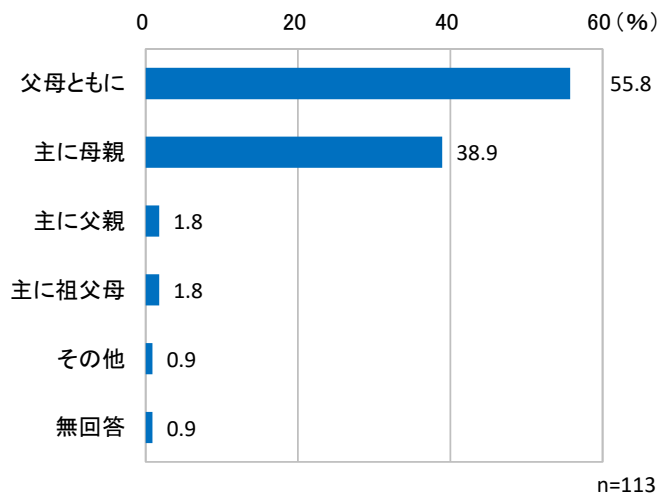
■配偶者の有無

「配偶者がいる」の割合が最も高く 82.3% となっています。次いで「配偶者はいない」(15.9%) となっています



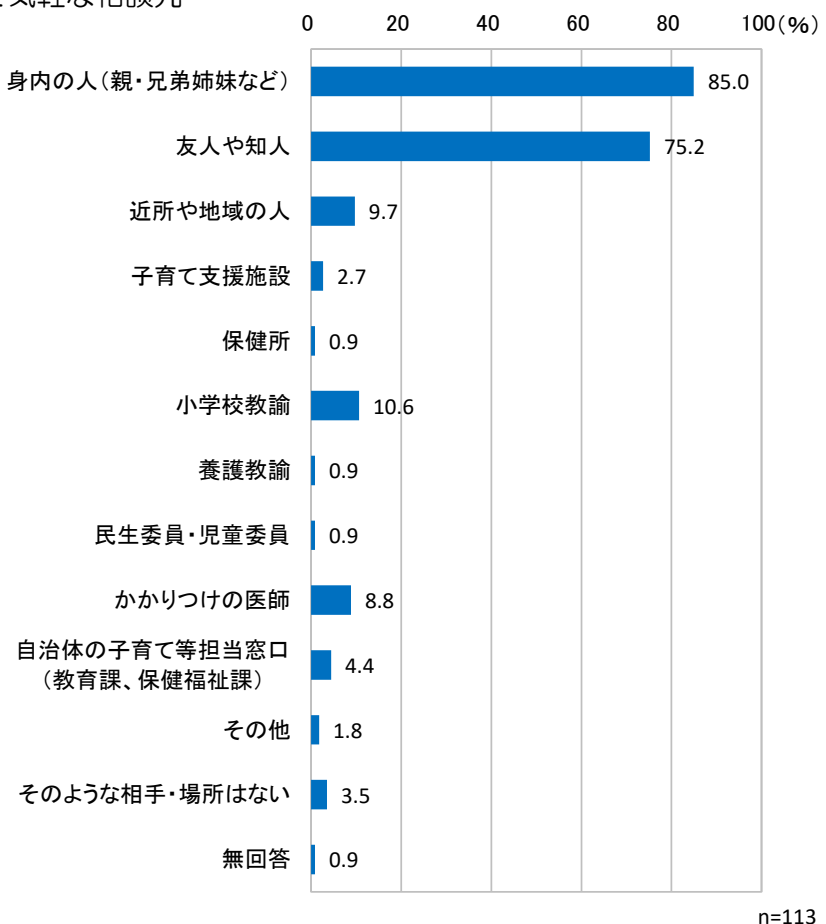
■主に子育てを行っている方

「父母ともに」の割合が最も高く 55.8% となっています。次いで「主に母親」(38.9%)、「主に父親」、「主に祖父母」(ともに 1.8%) となっています。



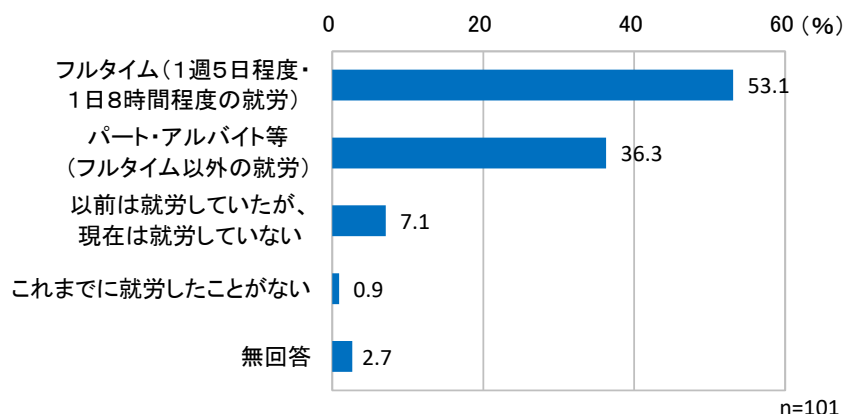
■お子さんの子育てについて気軽に相談先

「身内の人(親・兄弟姉妹など)」の割合が最も高く 85.0% となっています。次いで「友人や知人」(75.2%)、「小学校教諭」(10.6%) となっています。



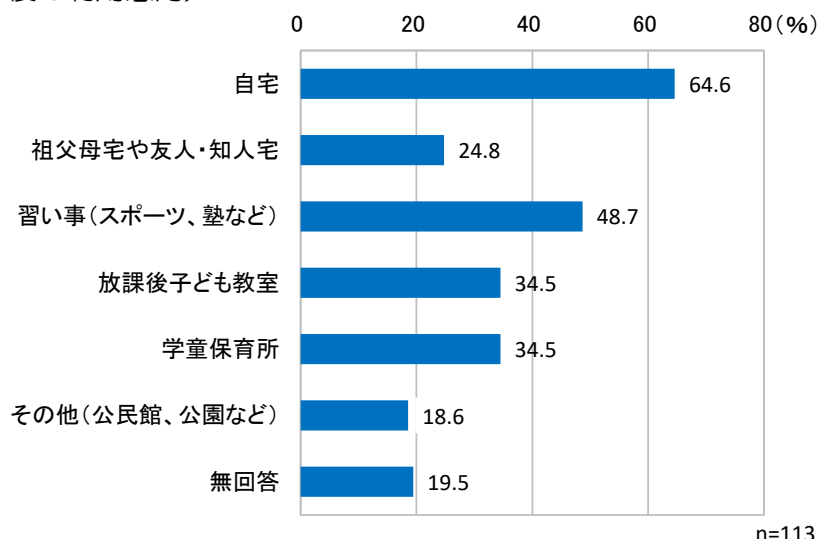
■母親の就労状況

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）」の割合が最も高く53.1%となっています。次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外の就労）」（36.3%）、「以前は就労していたが、現在は就労していない」（7.1%）となっています。



■放課後過ごす場所（希望 今後の利用意向）

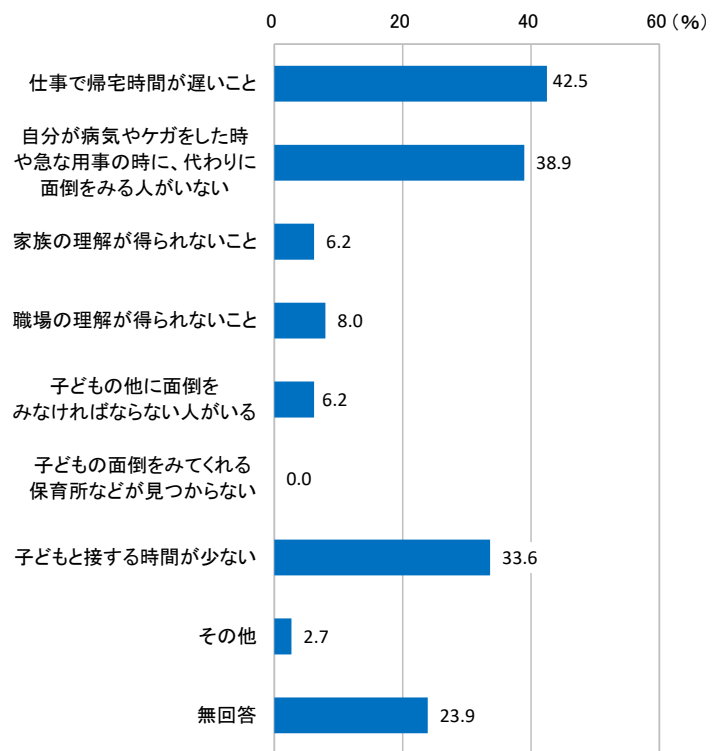
希望する場所については、「自宅」の割合が最も高く64.6%となっています。次いで「習い事（スポーツ、塾など）」（48.7%）、「放課後子ども教室」「学童保育」（ともに34.5%）となっています。



	合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
全体	113 100.0%	20 100.0%	18 100.0%	13 100.0%	16 100.0%	23 100.0%	22 100.0%
自宅	73 64.6%	14 70.0%	11 61.1%	7 53.8%	9 56.3%	16 69.6%	15 68.2%
祖父母宅や友人・知人宅	28 24.8%	8 40.0%	6 33.3%	3 23.1%	0 0.0%	4 17.4%	7 31.8%
習い事（スポーツ、塾など）	55 48.7%	11 55.0%	7 38.9%	7 53.8%	7 43.8%	10 43.5%	12 54.5%
放課後子ども教室	39 34.5%	12 60.0%	9 50.0%	4 30.8%	4 25.0%	4 17.4%	6 27.3%
学童保育所	39 34.5%	15 75.0%	7 38.9%	5 38.5%	6 37.5%	3 13.0%	3 13.6%
その他（公民館、公園など）	21 18.6%	5 25.0%	5 27.8%	2 15.4%	2 12.5%	2 8.7%	4 18.2%
無回答	22 19.5%	2 10.0%	4 22.2%	3 23.1%	3 18.8%	5 21.7%	5 22.7%

■仕事と子育てを両立する上で大変だと感じること

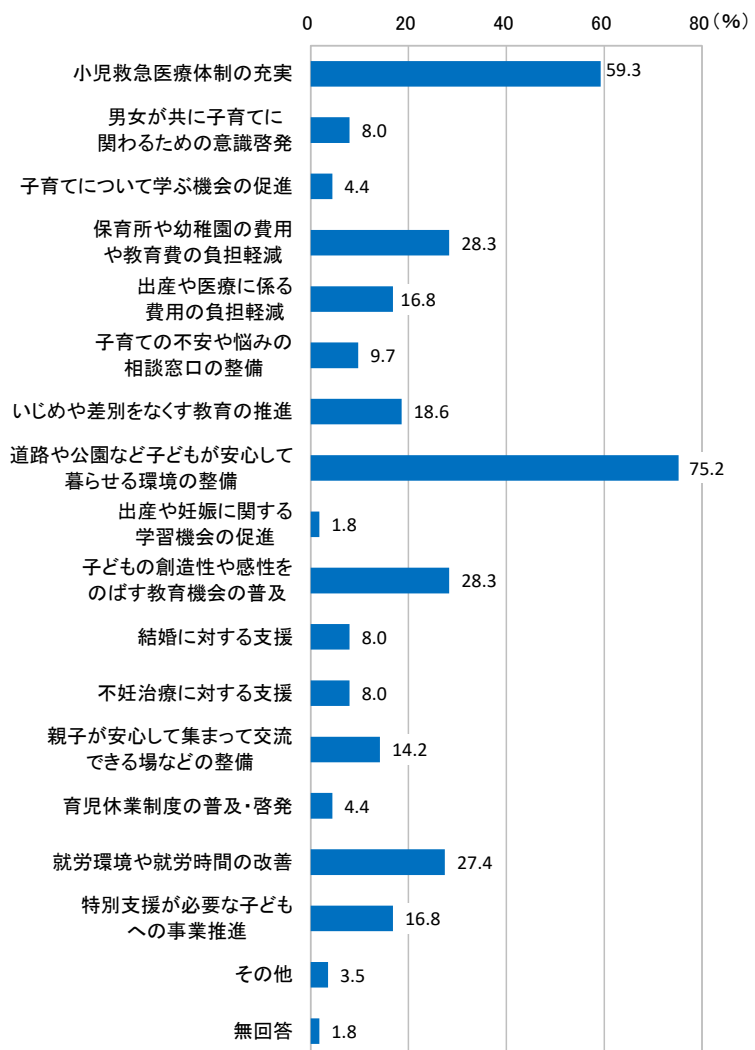
「仕事で帰宅時間が遅いこと」の割合が最も高く42.5%となっています。次いで「自分が病気やケガをした時や急な用事の時に、代わりに面倒をみる人がいない」(38.9%)、「子どもと接する時間が少ない」(33.6%)となっています。



n=113

■今よりももっと子育てしやすいまちとなるために重要なこと※主なもの5つまで

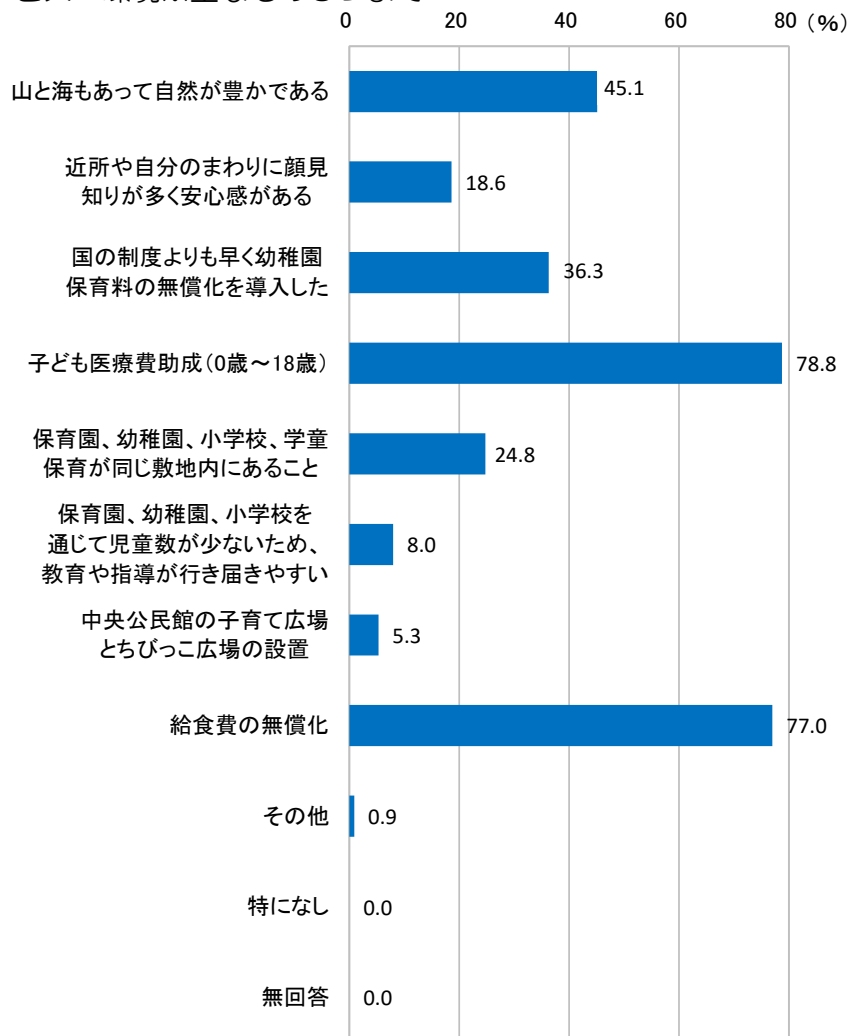
「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」の割合が最も高く75.2%となっています。次いで「小児救急医療体制の充実」(59.3%)、「保育所や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」「子どもの創造性や感性をのばす教育機会の普及」(ともに28.3%)となっています。



n=113

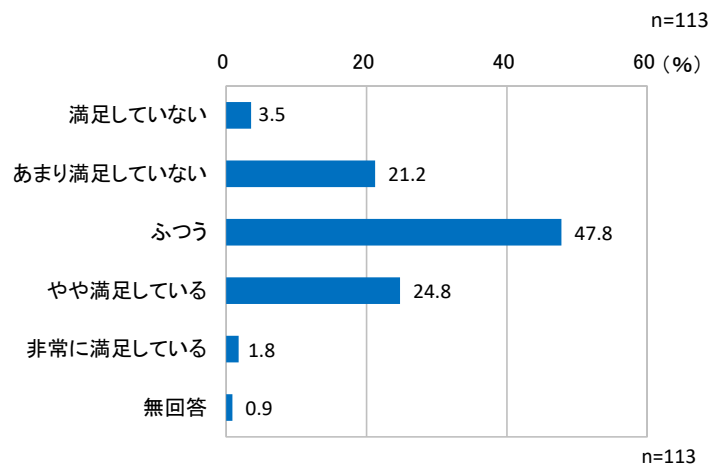
■良いと感じる鋸南町のサービス・環境※主なもの3つまで

「子ども医療費助成(0歳～18歳)」の割合が最も高く78.8%となっています。次いで「給食費の無償化」(77.0%)、「山と海もあって自然が豊かである」(45.1%)となっています。



■子育て環境や支援への満足度

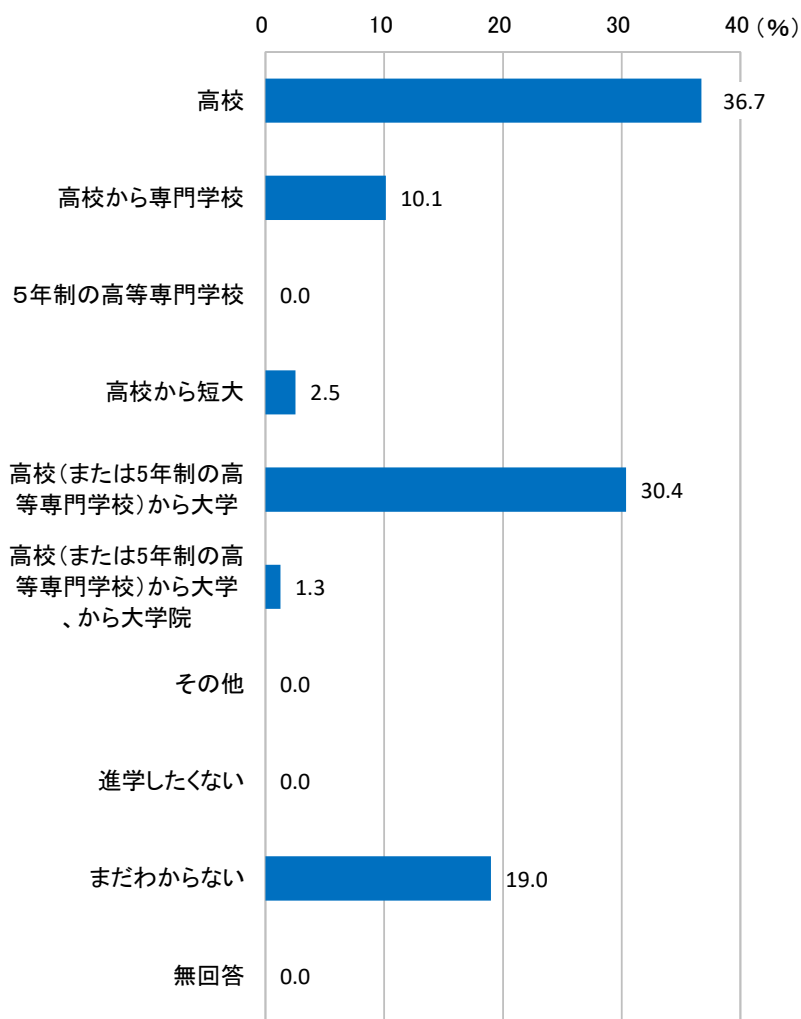
「ふつう」の割合が最も高く47.8%となっています。次いで「やや満足している」(24.8%)、「あまり満足していない」(21.2%)となっています。



4 中学生調査

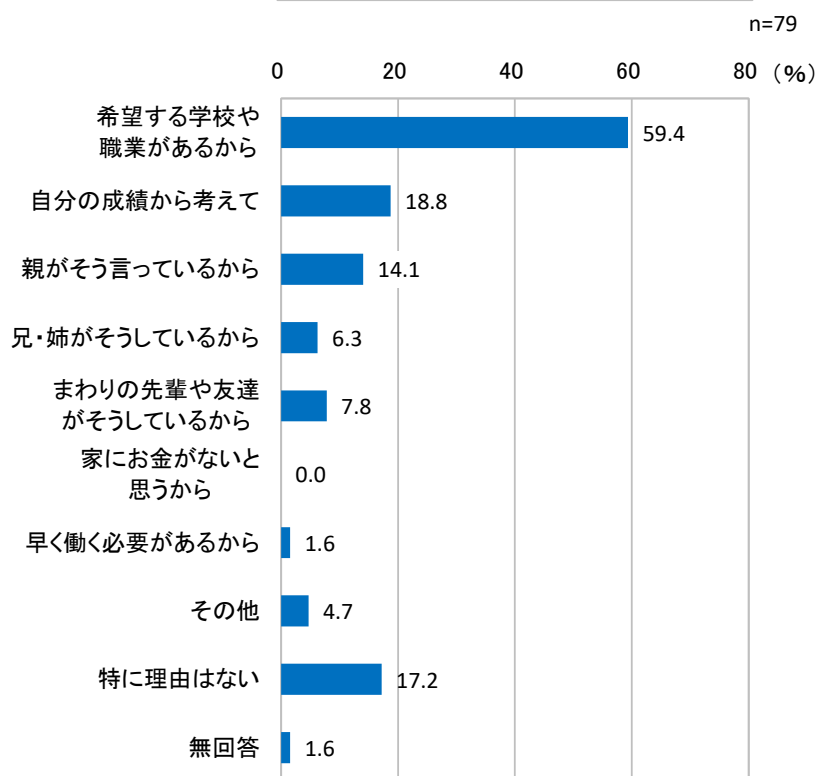
■将来の進路

「高校」の割合が最も高く 36.7%となっています。次いで「高校(または5年制の高等専門学校)から大学」(30.4%)、「まだわからない」(19.0%)となっています。



■将来の進路 選択理由

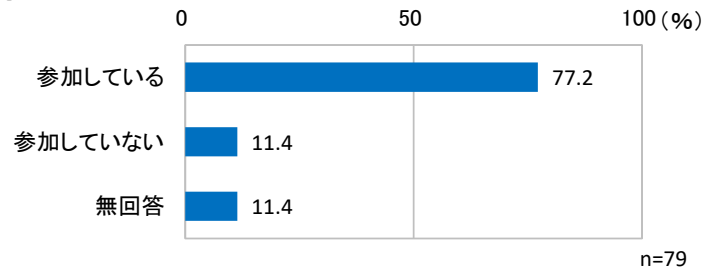
「希望する学校や職業があるから」の割合が最も高く 59.4%となっています。次いで「自分の成績から考えて」(18.8%)、「特に理由はない」(17.2%)となっています。



n=64

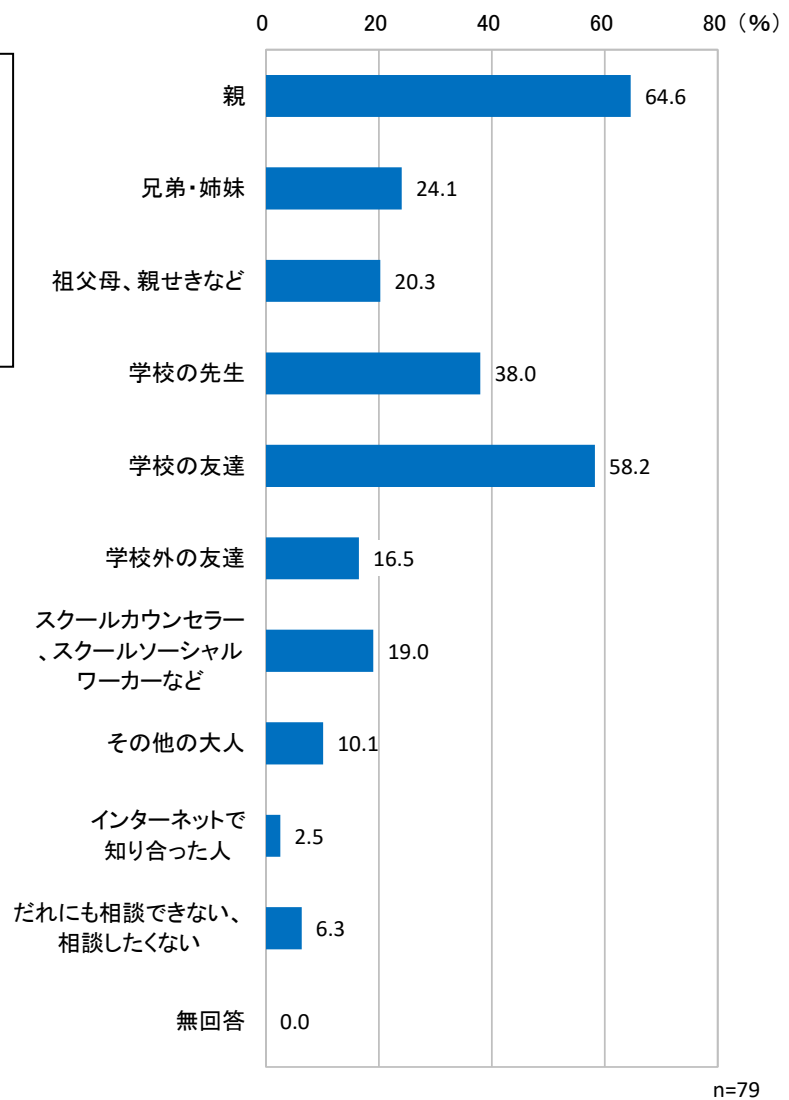
■地域の活動、部活動 参加状況

「参加している」の割合の方が高く 77.2%となっています。次いで「参加していない」(11.4%)となっています。



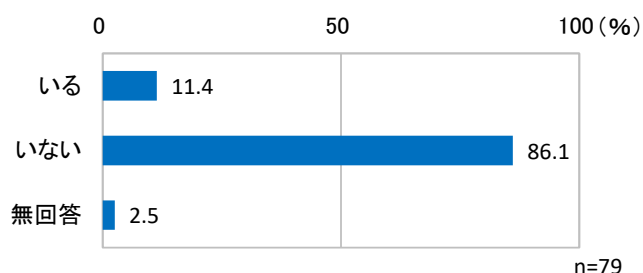
■相談できると思う人

「親」の割合が最も高く 64.6%となっています。次いで「学校の友達」(58.2%)、「学校の先生」(38.0%)となっています。



■ 自身がお世話している人の有無

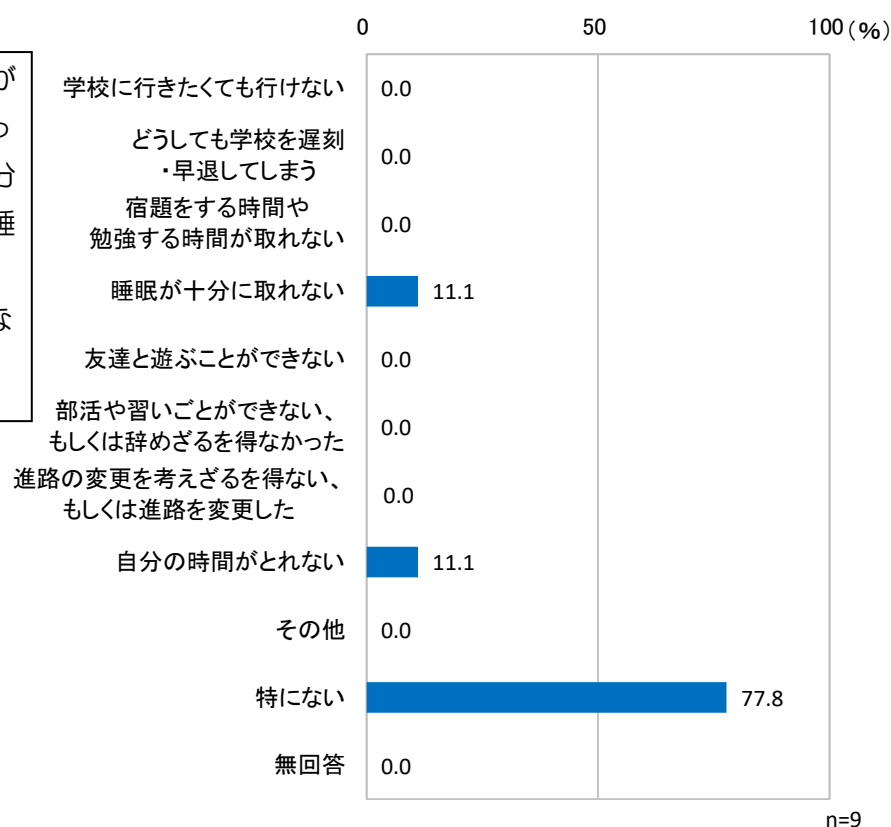
「いない」の割合の方が高く 86.1%となっています。次いで「いる」(11.4%)となっています。



	合計	女子	男子	その他	1年生	2年生	3年生	答えたくない
全体	79	33	43	0	33	33	8	2
	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
いる	9	4	5	0	4	5	0	0
	11.4%	12.1%	11.6%	0.0%	12.1%	15.2%	0.0%	0.0%
いない	68	29	37	0	28	28	8	2
	86.1%	87.9%	86.0%	0.0%	84.8%	84.8%	100.0%	100.0%
無回答	2	0	1	0	1	0	0	0
	2.5%	0.0%	2.3%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	0.0%

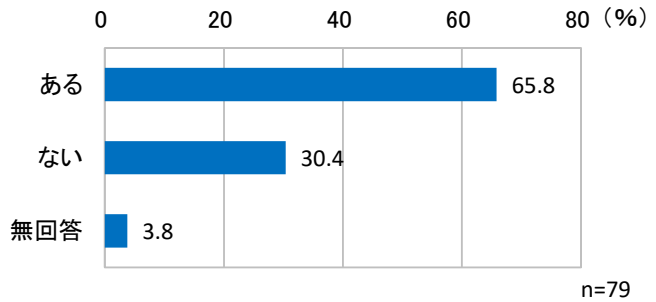
■ (お世話していることがある場合) やりたくてもできないことの有無

「特にない」の割合が最も高く 77.8%となっています。次いで「自分の時間がとれない」、「睡眠が十分に取れない」(ともに 11.1%)となっています。



■将来の夢の有無

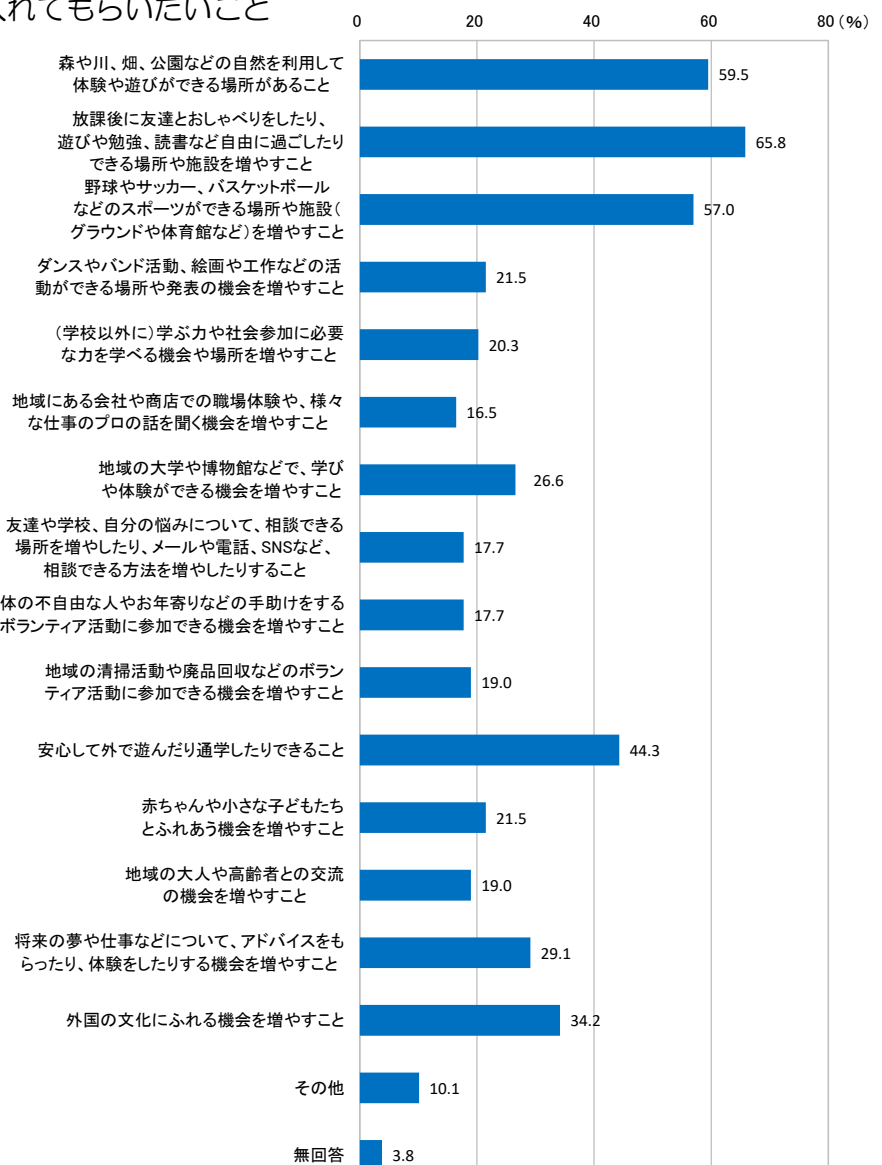
「ある」の割合の方が
高く 65.8%となってい
ます。次いで「ない」
(30.4%) となってい
ます。



	合計	女子	男子	その他	1年生	2年生	3年生	答えたくない
全体	79	33	43	0	33	33	8	2
	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ある	52	24	28	0	25	22	4	1
	65.8%	72.7%	65.1%	0.0%	75.8%	66.7%	50.0%	50.0%
ない	24	9	14	0	8	11	3	1
	30.4%	27.3%	32.6%	0.0%	24.2%	33.3%	37.5%	50.0%
無回答	3	0	1	0	0	0	1	0
	3.8%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%

■鋸南町に望むこと、力を入れてもらいたいこと

「放課後に友達とおしゃべりをしたり、遊びや勉強、読書など自由に過ごしたりできる場所や施設を増やすこと」の割合が最も高く 65.8%となっています。次いで「森や川、畑、公園などの自然を利用して体験や遊びができる場所があること」(59.5%)、「野球やサッカー、バスケットボールなどのスポーツができる場所や施設(グラウンドや体育館など)を増やすこと」(57.0%)となっています。



第3節 子育て環境における現状と課題

鋸南町における、子ども・子育てをとりまく現状や子育て支援に関するニーズ調査結果から、現状と課題について主な内容を下記のようにまとめました。

(1) 子育て世帯の課題の多様化

- ・ ニーズ調査結果から前回調査よりも、就労する母親の増加により、共働き世帯が増加しています。また、母親の就労もパート・アルバイトだけでなくフルタイム就労も増えています。他に、配偶者がいない世帯の割合は、小学生の保護者では、就学前の保護者の約2倍になっている一方、主な子育て者については、「主に母親」が減少し、「父母ともに」が約3割増加しており、それぞれの世帯における課題も大きく異なることが想定されます。全国的に多様化している子育て世帯の状況が本町にも見受けられることからより一層のニーズへの対応が求められます。

(2) 早期対応できる環境と体制の整備

- ・ ニーズ調査結果では、相談先や場所がないという保護者がおり、中学生のアンケート調査結果においても、誰にも相談できない、相談したくないという回答がありました。保護者では、就労する母親の割合が増え、フルタイム勤務の割合も増加していることから、相談する機会の確保が困難になっていることも想定されます。中学生が鋸南町に望むこととして、相談できる場所を増やすことやメール、SNS等による相談方法についての要望もあがっていました。問題が大きくなる前に相談できる機会、環境の整備と解決に向けた関連部署と連携体制が求められます。

(3) 子どもの貧困対策

- ・ 今後求められる支援や取組への評価の高い事業については、無償化、負担軽減等の経済的支援が多く挙げられています。また、中学生のアンケート調査結果では、地域の活動や部活動不参加の理由に「費用がかかるから」「家の事情」等が挙げられています。背景には、子育て家庭における貧困問題がある場合も考えられます。このような状況に対しても、貧困の連鎖を断ち切るべく、単なる給付等の経済的支援だけでなく、課題を把握できる相談体制の確保や状況の把握につながる連携体制も求められます。

(4) 子どもが希望を持てるまちへ

- ・ 中学生のアンケート調査結果では、将来の夢が「ない」の割合が3割以上となっていました。また、鋸南町に望むこととして、将来の夢や仕事などについて、アドバイスをもらったり、体験する機会を増やすことを希望する割合が3割以上となっていました。子どもは大人が作った環境や制度の中しか生きていけません。子どもたちが、自分自身が描いた将来の夢や大切に思

う願いを持ち、それに向かって進んでいくことができ、またそれを応援できるようなまちとなるよう、町、地域、家族また大人たちが子どもたちの考えを尊重し、子どもの夢や願いを育む機会や取組が求められます。

（５）町の取組への評価

- ニーズ調査結果では、本町の取組実績に対し、幼稚園保育料や給食費の無償化、子ども医療費助成等が高く評価されていました。今後も子育て世帯のニーズに応える取組の展開を目指します。
- 本町での子育て環境に対しては、「山と海もあって自然が豊かである」ことへの高い評価があります。一方、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」「小児緊急医療体制の充実」への要望も多くありました。自然環境を活かしながら、安心・安全に子どもが自然に親しみ、学べるような環境整備や保護者や子育て関係者が安心できる小児緊急医療体制の確立を目指します。

第3章 目指すべき目標

第1節 計画の基本理念

鋸南町総合計画（令和3年度～令和12年度）では、基本理念を「『里山』を彩る」、「『里海』に根ざす」、「『里愛』で結びつく」とし、町の将来像を「みんなでつくる三ツ星のふるさと・鋸南」と定めています。



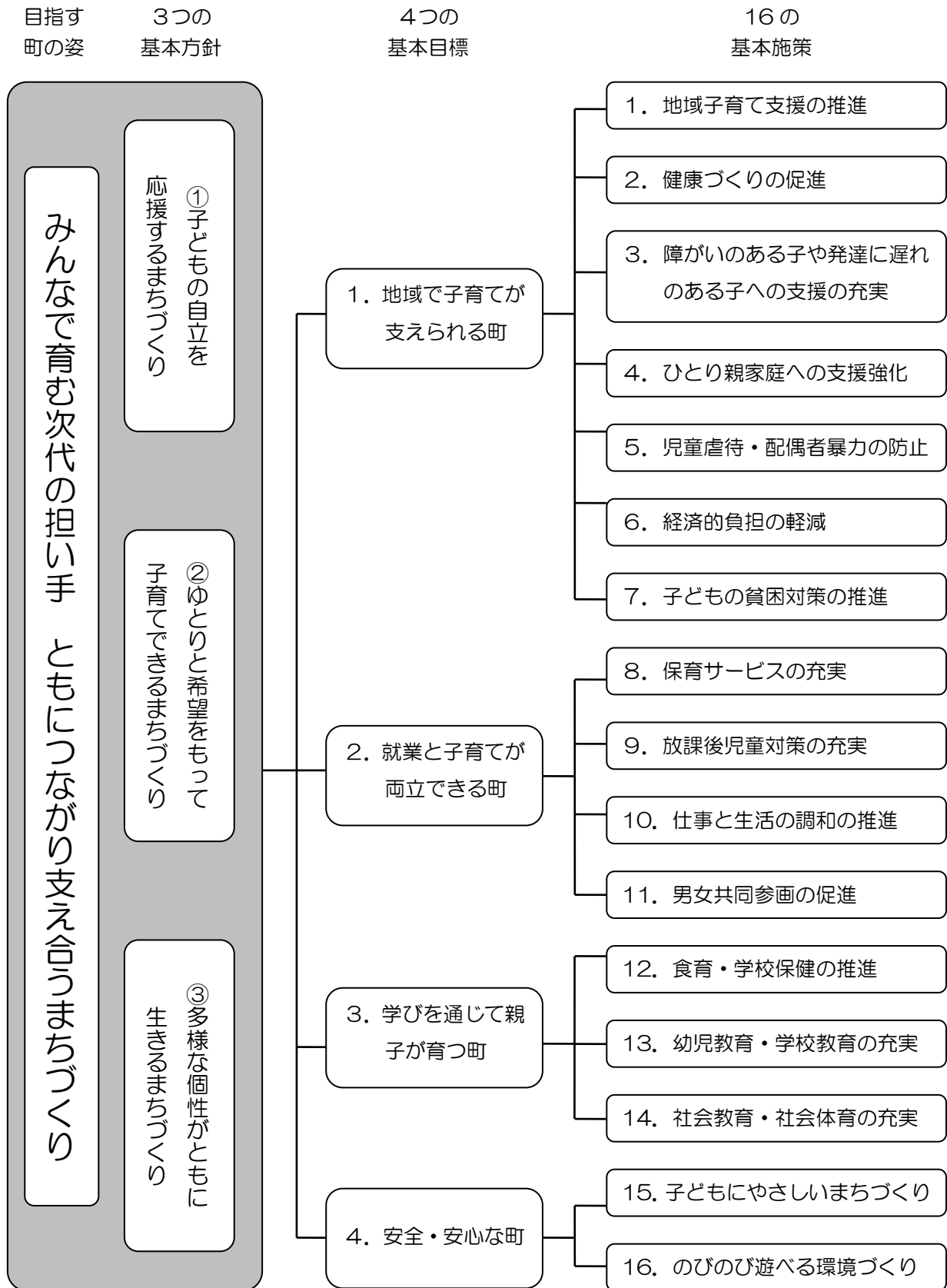
本計画は、この鋸南町総合計画の基本理念、将来像及び鋸南町子ども・子育て支援事業計画（第2期計画）における基本理念、基本方針を引き継ぎ、安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つ「三ツ星のふるさと」の実現に向けて策定します。本計画において目指す町の姿として、第2期計画で掲げた「みんなで育む次代の担い手 ともにつながり支え合うまちづくり」を継承し、基本理念と定めます。

〔本計画における 目指す町の姿〕

みんなで育む次代の担い手 ともにつながり支え合うまちづくり

また、「みんなで育む次代の担い手 ともにつながり支え合うまちづくり」の実現を目指して、3つの基本方針と、4つの分野の基本目標、16の基本施策を定めます。

＜本計画の体系＞



第2節 3つの基本方針

「みんなで育む次代の担い手 ともにつながり支え合うまちづくり」の実現を目指して、3つの基本方針を定めます。

基本方針1 「子どもの自立を応援するまちづくり」

すべての子どもが一人の人間として尊重され、すべての子どもが保護者や地域の人々の愛情を受け、健やかに、また個性豊かに成長し、将来、自立した大人になっていけるまちづくりを推進します。

基本方針2 「ゆとりと希望をもって子育てできるまちづくり」

子育てを通して喜びや幸せを感じられるよう、親自身が成長できる環境整備を推進します。また、子育ての負担を軽減するには、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を図ることや男性も子育てに参加するなどの必要があります。

このことに地域や行政が温かく手助けすることで、ゆとりと将来への希望をもって子育てできるまちづくりを推進します。

基本方針3 「多様な個性がともに生きるまちづくり」

子育ての基本は家庭にあるものの、その家庭や子どもたちは地域に根ざした生活をしていることから、地域の人々や環境などからさまざまな影響を受けています。地域には、職業、出身地も異なる人たちがそれぞれの価値観や生活習慣で暮らしています。近年では、移住者も増えており、家族や子育てに対する考え方も幅広く、それぞれの考え方を受け入れることが地域の力にもつながります。

また、子育て支援などを通じた地域への貢献を希望する高齢者も多いことから、このような地域の社会資源を十分かつ効果的に活用して、地域が活性化するまちづくりを推進します。

第3節 4つの基本目標と16の基本施策

基本目標1 「地域で子育てが支えられる町」

「地域で子育てが支えられる町」は、

- ◇ 妊娠、出産期から子育てに関する情報提供、相談、交流の機会が充実し、子育てに関する不安や悩みが軽減され、子どもが自分らしく個性豊かに育ち、保護者が楽しく子育てできる町です。
- ◇ 保健、医療サービスが充実し、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる町です。
- ◇ 障がいや発達の違いがあっても、支援が受けられ地域で安心して生活ができる町です。
- ◇ 母子、父子世帯が安心して子育てできる町です。
- ◇ 児童虐待や配偶者への暴力がない町です。
- ◇ 子育て家庭への経済的支援が充実した町です。
- ◇ 子どもの将来に希望が持てるように貧困を連鎖させない町です。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 【基本施策】 | 1. 地域子育て支援の推進 |
| | 2. 健康づくりの促進 |
| | 3. 障がいのある子や発達に遅れのある子への支援の充実 |
| | 4. ひとり親家庭への支援強化 |
| | 5. 児童虐待・配偶者暴力の防止 |
| | 6. 経済的負担の軽減 |
| | 7. 子どもの貧困対策の推進 |

基本目標2 「就業と子育てが両立できる町」

「就業と子育てが両立できる町」は、

- ◇ きめ細かい保育サービスで、保護者の保育の負担が十分に軽減される町です。
- ◇ 世帯の形態や保護者の就業状況に関わらず、多様な子育て世帯のニーズに対応できる町です。
- ◇ 地域全体が、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の意義を理解し、実践する町です。
- ◇ すべての町民が男女共同参画の意義を理解し、実践する町です。

- | | |
|--------|-----------------|
| 【基本施策】 | 8. 保育サービスの充実 |
| | 9. 放課後児童対策の充実 |
| | 10. 仕事と生活の調和の推進 |
| | 11. 男女共同参画の促進 |

基本目標3 「学びを通じて親子が育つ町」

「学びを通じて親子が育つ町」は、

- ◇ 家庭教育、幼児教育・学校教育及び生涯学習が充実した環境において、社会的にも自立し、生きる力と生涯にわたって学び続ける意欲をもった子どもと親が育つ町です。

- | | |
|--------|------------------|
| 【基本施策】 | 12. 食育・学校保健の推進 |
| | 13. 幼児教育・学校教育の充実 |
| | 14. 社会教育・社会体育の充実 |

基本目標4 「安全・安心な町」

「安全・安心な町」は、

- ◇ 子どもたちが、事故や事件に巻き込まれることなく、恵まれた自然の中で、地域の人たちに見守られながら、安心していきいきと遊び、のびのび育つ町です。

- | | |
|--------|-------------------|
| 【基本施策】 | 15. 子どもにやさしいまちづくり |
| | 16. のびのび遊べる環境づくり |

第4章 基本施策の推進

＜本計画の施策体系＞

【基本目標１】地域で子育てが支えられる町		
〔基本施策１〕地域子育て支援の推進		
	主要施策１	情報提供体制の充実
		１．子育て情報発信の充実
	主要施策２	相談体制の充実
		２．教育・保育施設、子育て支援事業等の利用に関する相談体制の充実
		３．療養、発達相談体制の充実
		４．いじめ、不登校などの相談体制の充実
		５．児童虐待の相談体制の強化
		６．民生委員児童委員、主任児童委員の相談体制の強化
	主要施策３	子育て交流の促進
		７．保護者の交流機会の充実
		８．子ども会活動の活性化
		９．多様な地域活動の促進
	主要施策４	子育てを支援する人材の育成
		１０．青少年育成町民会議の充実
		１１．子育てを支援する専門職員の確保と連携の強化
		１２．子育てを支援する人材の育成、確保と活動の充実
		１３．地域学校協働活動の推進
		１４．子どもに関わるボランティア等の活性化
〔基本施策２〕健康づくりの促進		
	主要施策１	保健サービスの充実
		１５．母子保健への知識の普及
		１６．健康診査の充実
		１７．家庭訪問の実施
		１８．健康相談体制の充実
		１９．歯科保健の充実
		２０．幼児フック化物塗布事業の促進
		２１．予防接種の促進
		２２．保健衛生の向上
	主要施策２	医療サービスの充実
		２３．不妊医療、周産期医療体制の充実
		２４．小児・産婦人科医療体制の充実
		２５．小児救急医療の充実
〔基本施策３〕障がいのある子や発達に遅れのある子への支援の充実		
	主要施策１	療育など発達支援体制の強化
		２６．障がい・発達の遅れ等の早期発見、早期療育
		２７．発達障がいに関する支援体制の強化
	主要施策２	保育・教育の充実
		２８．障がい児保育並びに特別支援教育の充実

	主要施策3	生活支援の充実
		29. 経済的支援の周知及び活用促進
		30. 在宅生活の支援強化
〔基本施策4〕ひとり親家庭への支援強化		
	主要施策1	ひとり親家庭への支援強化
		31. ひとり親家庭相談の充実
		32. 経済的支援の周知及び活用促進
		33. 母子家庭への自立支援
		34. 幼稚園一時預かり保育と学童保育と放課後子ども教室の充実
〔基本施策5〕児童虐待・配偶者暴力の防止		
	主要施策1	児童虐待の防止と早期発見
		35. 見守り体制の充実
		36. 虐待通告義務の周知
		37. 児童への適切な保護
		38. こども家庭センターの整備
	主要施策2	配偶者暴力の防止と被害者への支援
		39. 配偶者暴力の防止と被害者への支援
〔基本施策6〕経済的負担の軽減		
	主要施策1	経済的負担の軽減
		40. 各種制度の継続実施と周知の促進
		41. 効果的な経済的支援の企画、立案、実行
		42. 子ども医療費の助成
〔基本施策7〕子どもの貧困対策の推進		
	主要施策1	子どもの貧困対策の推進
		43. 相談・支援体制の機能充実と連携強化
		44. 学習支援事業の推進
〔基本目標2〕就業と子育てが両立できる町		
〔基本施策8〕保育サービスの充実		
	主要施策1	多様なニーズに対応した保育の拡充
		45. 低年齢児保育の充実
		46. 延長保育の充実
		47. 病児・病後児保育の実施
		48. 一時保育の実施
	主要施策2	保育内容の向上
		49. 保育の推進
		50. 保育士の資質の向上
		51. 就学前保育・教育施設のあり方の検討
		52. 保育環境の充実
〔基本施策9〕放課後児童対策の充実		
	主要施策1	放課後児童対策の充実
		34. 幼稚園一時預かり保育と学童保育と放課後子ども教室の充実〔再掲〕
〔基本施策10〕仕事と生活の調和の推進		
	主要施策1	地域での取組の推進
		53. 「仕事と生活の調和」の周知、意識の啓発

〔基本施策 11〕 男女共同参画の促進		
	主要施策 1	男性の子育てなどへの参画の促進
		54. 男性への啓発活動の推進
	主要施策 2	社会全体の男女共同参画の促進
		55. 男女共同参画意識の普及促進
		56. 男女平等教育の推進
		57. 政策決定への女性の参画の促進
〔基本目標 3〕 学びを通じて親子が育つ町		
〔基本施策 12〕 食育・学校保健の推進		
	主要施策 1	食育の推進
		58. 母子保健事業での食育の推進
		59. 地元食材を活かした食育の推進
	主要施策 2	学齢期・思春期保健の推進
		60. 鋸南町幼小中合同学校保健委員会運営の充実
		61. 小児生活習慣病予防の推進
		62. 相談体制の強化
		63. 性教育の充実
		64. 薬物・アルコール対策の充実
		65. 思春期保育体験学習の推進
		66. 携帯電話やインターネットの安全な使い方の啓発の推進
〔基本施策 13〕 幼児教育・学校教育の充実		
	主要施策 1	就学前教育の充実
		67. 就学前教育の充実
		68. 教職員の資質の向上
		69. 施設、設備の整備
		70. 地域に開かれた施設づくりの促進
		71. 幼稚園・保育所と小学校との連携の推進
		51. 就学前保育・教育施設のあり方の検討〔再掲〕
	主要施策 2	学校教育の充実
		72. 基礎学力の定着
		73. 情報教育の推進
		74. 国際理解教育の推進
		75. 人権教育・道徳教育の推進
		76. 教員の資質の向上
		77. 開かれた学校づくりの推進
		78. 安全な学校づくりの推進
		79. 放課後子ども教室の推進
		80. 教育環境の整備と施設の有効活用
		81. 学校施設の開放による交流の促進
〔基本施策 14〕 社会教育・社会体育の充実		
	主要施策 1	社会教育の推進
		82. 体験教育・体験保育の積極的な導入
		83. 環境学習活動の促進
		84. 福祉体験活動の促進
		85. 生活体験活動の促進
		86. 社会教育活動への子どもの参加の促進

	主要施策2 地域活動・文化活動の促進	
		8. 子ども会活動の活性化〔再掲〕
		9. 多様な地域活動の促進〔再掲〕
		87. 多様な文化・芸術活動の促進
	主要施策3 社会体育活動の促進	
		88. スポーツ少年団活動の活性化
		89. 競技スポーツの振興
90. 子ども、親子を対象としたスポーツ教育の充実		
【基本目標4】安全・安心な町		
〔基本施策15〕子どもにやさしいまちづくり		
	主要施策1 子どもにやさしいまちづくりの推進	
		91. 公共施設などのバリアフリー化の推進
		92. 公共交通機関の充実
	主要施策2 安全・安心の確保	
		93. 子どもに配慮した防災対策の推進
		94. 地域で子どもを見守る防犯体制の強化
		95. 交通安全対策の充実
〔基本施策16〕のびのび遊べる環境づくり		
	主要施策1 屋外活動の場の充実	
		96. 公園・広場等の充実
		97. 自然環境の保全・活用
		98. 野外スポーツ施設の整備・充実
	主要施策2 屋内活動の場の充実	
		99. 屋内スポーツ施設の充実
		100. 資料館機能の充実
101. 公民館機能の充実		

第1節 地域で子育てが支えられる町

基本施策1 「地域子育て支援の推進」

現状と課題

鋸南町では、教育課、保健福祉課を始め、保育所、幼稚園などが公的な子育て支援サービスを提供するほか、中央公民館「子育て広場」と子ども会やスポーツ少年団、各種ボランティアなどの活動が地域子育て支援の機能を果たしています。

家庭の子育て力の低下が顕在化するなか、こうした地域子育て力を維持し、発展させていく取組の強化が求められています。

具体的には、核家族化や少子化により、子育てに関するアドバイスが親や親戚から受けにくくなり、育児の不安がつのるといった状況となってきたことから、子育てに関する情報提供や相談の充実、交流の促進を図り、子育て支援の輪を広げていくことが重要といえます。

施策目標

個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な情報提供、相談体制づくりに努めるとともに、保護者同士の交流や相互の助け合いを促進し、悩みや不安の軽減を図ります。地域全体の子育て力の向上を図ります。

主要施策

1 情報提供体制の充実

子どもや子育てに関わるイベント、行政サービスなどを多様な媒体で積極的に情報提供し、初産の家庭や転居まもない子育て家庭など、すべての家庭が情報不足にならない体制づくりに努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
1	子育て情報発信の充実	子育て支援の情報誌として「鋸南町子育てガイド」を作成し、配布していますが、広報、ホームページやSNSなどの媒体や中央公民館「子育て広場」を通じて、子育て情報の周知に努めます。	総務企画課 教育課 保健福祉課

2 相談体制の充実

子どもや子育てに関するあらゆる相談を受け、迅速、適切に対処できる体制づくりに努めます。相談内容の多様化、複雑化に対応できるよう組織の強化を図ります。

通番	個別施策	取組内容	関係課
2	教育・保育施設、子育て支援事業等の利用に関する相談体制の充実	教育・保育施設や子育て支援の事業等の利用について、子どもや保護者から利用にあたっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう必要な情報提供・助言に努め、あらゆる相談に対応できる体制の整備を図るとともに制度の周知を図ります。 令和4年度から教育委員会内に家庭教育相談員を配置し、保護者からの相談に随時対応しています。また、令和6年度より子ども・子育て包括支援センターからこども家庭センターとして運営しています。	教育課 保健福祉課
3	療養、発達相談体制の充実	療育、発達相談は、親の不安を少しでもなくし、適切な子育てに結びつくような指導助言に努めます。また、保健師、主任指導主事が関係機関と連携を図り、あらゆる相談に対応できる体制の強化に努めます。	教育課 保健福祉課
4	いじめ、不登校などの相談体制の充実	関係機関が日頃から連携を深め、いじめや不登校などに対する相談に適切に対応するよう努めます。鋸南町いじめ問題調査会、鋸南町いじめ問題対策連絡協議会を組織し体制の強化を図っています。	教育課 保健福祉課 税務住民課
5	児童虐待の相談体制の強化	教育関係機関、児童相談所、警察、民生委員児童委員などと連携しながら、児童虐待に関する相談や事案への迅速、的確な対応に努めます。鋸南町虐待等防止ネットワーク協議会実務者会議を定期的に行い、情報共有を図っています。また事案によっては、協議会を開催し対応します。予防的支援についても、民間事業所と協力し、見守り事業を展開します。	教育課 保健福祉課
6	民生委員児童委員、主任児童委員の相談体制の強化	町民が民生委員児童委員や主任児童委員へ気軽に相談できるよう、積極的な関わりを促進します。	保健福祉課

3 子育て交流の促進

子どもや子育てについてさまざまな悩みや不安を抱え、家庭や地域の中で孤立することがないように、相互に交流、情報交換できる機会の充実に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
7	保護者の交流機会の充実	乳幼児とその保護者が、同世代の親子と交流が図れるよう、町内の保育所、幼稚園、学校の地域開放に努めます。また、出産や育児への不安が軽減できるよう、親同士が相互に交流し、情報交換できる場「子育て広場」の活動の充実、利用促進を図ります。	教育課 保健福祉課
8	子ども会活動の活性化	子ども会活動の活性化を図り、同年齢、異年齢の子どもの交流を促進します。令和6年度には、安全共済会の加入手続きの完全オンライン化が完了し、利便性向上も図っています。	教育課
9	多様な地域活動の促進	伝統的なまつりや各種イベント、ボランティア活動や青少年活動など、子どもたちの地域活動への参加を促進します。高校生が指導者となって実施している「祭りばやし教室」、子ども会が中心となって活動しているジュニアリーダー研修など積極的に活動を支援しています。	教育課

4 子育てを支援する人材の育成

地域で子どもに関わり、子育てを支援する人材の育成に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
10	青少年育成町民会議の充実	町内の各種団体役員が青少年の健全育成活動の推進を図ります。	教育課
11	子育てを支援する専門職員の確保と連携の強化	幼稚園教諭、保育士、保健師の人材の確保並びに連携の強化に努めます。	教育課 保健福祉課
12	子育てを支援する人材の育成、確保と活動の充実	スポーツ少年団の指導者や青少年相談員、スポーツ推進員など、子育て支援活動の人材の育成、確保並びに活動の充実に努めます。	教育課
13	地域学校協働活動の推進	地域人材を活用し、授業補助、美化活動、登下校の見守り活動等、学校応援団の拡充に努めます。	教育課
14	子どもに関わるボランティア等の活性化	ボランティアを希望する人材を積極的に受け入れて活用し、子どもに関わるボランティア活動等の活性化に努めます。地域の文化を継承する活動では、地元の高校生を指導者に迎え、地域の祭礼文化の伝承として、小学生向けに「祭囃子」教室を開催しています。	教育課

基本施策2 「健康づくりの促進」

現状と課題

鋸南町では、妊娠時から出産、乳児期、幼児期と一貫した母子の健康づくりに向けて、妊婦、乳児、1歳6か月児、3歳児、5歳児の健康診査を基本に、乳幼児歯科の健診、新生児・産婦訪問、予防接種などの事業を行うとともに、健診後も継続した支援を実施しています。

小児・産婦人科医療については、一次医療として町内の診療所、病院が、二次・三次医療として鴨川市の亀田メディカルセンターが利用されています。

課題としては、全国的に小児・産婦人科医師の不足が深刻化する中、県と連携しながら現在の医療水準を保つことに努めていく必要があります。

施策目標

保健・医療の充実により、子どもと親の健康を支えます。

主要施策

1 保健サービスの充実

安心して妊娠・出産し、母子が心身ともに健やかに暮らせるよう、健康づくりの促進に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
15	母子保健への知識の普及	母子健康手帳の交付、啓発冊子の配布等により母子保健への知識の普及に努めます。母子手帳交付時には、全数面接を実施しています。	保健福祉課
16	健康診査の充実	妊婦・乳幼児健康診査を充実し、疾病などの早期発見、早期治療を目指し、母子が健康で過ごせるよう支援します。妊婦健診は14回、乳幼児健診は2回に限り町助成事業を行っています。	保健福祉課
17	家庭訪問の実施	母子手帳交付後、妊娠後期に8か月訪問を行い出産情報により、新生児・産婦家庭全戸訪問を実施しています。	保健福祉課
18	健康相談体制の充実	医療機関との連携により、妊産婦や乳幼児の健康に関する相談体制の充実に努めます。	保健福祉課
19	歯科保健の充実	歯科健康診査や歯科保健指導の充実に努めます。対象は1歳6か月と3歳児になります。	保健福祉課
20	幼児フッ化物塗布事業の促進	乳歯の虫歯予防のためのフッ化物塗布を実施し、虫歯保有率の減少に努めます。3歳になるまでに、2回のフッ化物塗布を実施しています。	保健福祉課
21	予防接種の促進	乳幼児、児童の感染症を予防するため、適切な予防接種を促進します。また、子どもや保護者への予防接種の正しい知識の普及に努め、接種率の向上を図ります。	教育課 保健福祉課

通番	個別施策	取組内容	関係課
22	保健衛生の向上	安房健康福祉センター（安房保健所）との連携のもと、新型インフルエンザなどの感染症やO-157などの食中毒などに対する衛生対策に努めます。安房健康福祉センター作成の「あわっと感染症情報」により保幼小中に情報提供をしています。	教育課 保健福祉課
新規 (案)	妊婦等包括相談支援事業の整備	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援・相談体制を構築しています。 また、産前・産後に利用できるサービス等の情報提供を行うことで、安心して子育てができるよう支援するとともに関係機関と連携して養育者の育児不安の解消や、乳児の健やかな成長につなげます。	保健福祉課
新規 (案)	産後ケア事業の整備	産後ケアを希望する母子に必要とするサービスを提供できるよう、対象施設の拡充や利用しやすい環境を整え産後ケア事業を推進します。	保健福祉課

2 医療サービスの充実

母子が必要なときに適切な治療を受けることができるよう、不妊治療、周産期治療、小児医療、小児救急医療の体制強化を図ります。

通番	個別施策	取組内容	関係課
23	不妊医療、周産期医療体制の充実	不妊医療、周産期医療体制の充実を県など関係機関へ要請していきます。	保健福祉課
24	小児・産婦人科医療体制の充実	身近な地域で安心して小児・産婦人科診療が受けられるよう、医療体制の充実を県など関係機関へ要請していきます。	保健福祉課
25	小児救急医療の充実	子どもが常に迅速かつ適切な救急医療を受けられるよう、救急医療・搬送体制の充実を県など関係機関へ要請していきます。	保健福祉課
新規 (案)	医療的ケア児等への支援体制の整備	医療的ケアを必要とする児童等の状況を考慮した上で、個々の発達段階に応じた発達支援を行うとともに、家族支援を含めた必要な支援を円滑に受けることが出来るようニーズの把握に努め、保健、医療、福祉その他の各分野の支援を行う機関が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の整備に取り組みます。	教育課 保健福祉課

基本施策3 「障がいのある子や発達に遅れのある子への支援の充実」

現状と課題

鋸南町では、障がいのある子や発達に遅れのある子に対して、療育など発達支援、障がい児保育、特別支援教育、福祉サービスの提供など、各種支援に努めています。療育など発達支援では、乳幼児健診などで障がいや発達の遅れを早期に発見し、相談や指導、専門的な機関への紹介を行っています。

この支援は、保護者の不安軽減や子育て力の向上につながり、子どもの将来の社会生活にとって大きなプラスになると考えられることから、今後も引き続き推進していくことが求められます。

障がい児保育、特別支援教育では、一人ひとりのニーズを把握し、個々に応じた最もふさわしい保育、教育を行うという視点に立って、適切な対応をすることが必要です。そのために、相談体制の強化や適切な判断、指導を行う就学指導委員会の充実に努めます。

また、専門機関である安房特別支援学校や福祉サービスを提供する障がいサービス事業所などとの連携も一層推進していくことが求められます。

福祉サービスでは、保健福祉課が相談のもと、ニーズに即した各種支援を関係機関と調整を図り実施しています。限られた地域社会資源のなかで障がいのある子や発達に遅れのある子が成人した後も、さまざまな人に支えられながら自立して生活していける環境づくりに引き続き努める必要があります。

施策目標

障がいのある子や発達に遅れのある子への総合的な支援に努めます。

主要施策

1 療育など発達支援体制の強化

障がいや発達の遅れなどの早期発見、早期療育に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
26	障がい・発達の遅れ等の早期発見、早期療育	乳幼児健診などで、障がい、発達の遅れ等の早期発見及び適切な支援に努めます。1歳6か月児、3歳児、5歳児に、臨床発達心理士による健診と個別相談を行っています。	保健福祉課
27	発達障がいに関する支援体制の強化	発達の遅れのある子とその保護者に対して、包括的な支援を行うため、専門機関の支援、協力を得ながら、支援体制の強化に努めます。公認心理士等の保育所訪問により発達に問題がありそうな子どもの早期発見、早期支援体制を整えています。	教育課 保健福祉課

2 保育・教育の充実

障がいのある児童や生徒並びに発達に遅れのある児童や生徒に対し、個々に応じた適切な対応を行っていきます。また、施設的环境整備に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
28	障がい児保育並びに特別支援教育の充実	障がいのある児童や生徒並びに発達に遅れのある児童や生徒に対して適切な支援に努めます。専門性の高い職員及び学習支援講師の配置に努めるとともに、小中学校では、必要に応じて特別支援学級の編成を行います。現在、幼稚園及び小中学校には特別支援講師を配置し体制の強化を図っています。また、施設面においてもスロープや障がい者用トイレ等の整備に努めます。	教育課

3 生活支援の充実

障がいのある子やその保護者の生活に経済的な支援を行います。

通番	個別施策	取組内容	関係課
29	経済的支援の周知及び活用促進	自立支援医療（更生医療、育成医療）や特別児童扶養手当など、各種経済的支援制度の周知と活用を促進します。	保健福祉課
30	在宅生活の支援強化	障がいのある子や保護者の在宅生活を支援する福祉サービスの充実と活用を促進します。また、制度に関する情報提供に努めます。	保健福祉課

基本施策4 「ひとり親家庭への支援強化」

現状と課題

母子、父子家庭は社会経済的に不安定な立場であり、育児に限らず、就業や家事など多くの問題を抱えている世帯も少なくありません。

児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費等助成、母子（寡婦）福祉資金の貸付などの経済的支援とともに、放課後児童対策などで母親や父親が安心して働ける環境や相談体制の充実を図る必要があります。

施策目標

ひとり親家庭への支援体制の充実に努めます。

主要施策

1 ひとり親家庭への支援強化

ひとり親家庭における子どもの健全育成のための相談や援助体制の充実に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
31	ひとり親家庭相談の充実	ひとり親家庭が抱えているさまざまな悩み事を軽減するため、民生委員児童委員などと連携して対応します。	保健福祉課
32	経済的支援の周知及び活用促進	ひとり親家庭への助成制度の周知や制度の活用を促進します。	保健福祉課
33	母子家庭への自立支援	母親の就労を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業の活用を促進します。	保健福祉課
34	幼稚園一時預かり保育と学童保育と放課後子ども教室の充実	指導員の資質の向上と人材確保により、幼稚園一時預かり保育と学童保育の充実に努めます。令和6年度より、施設の運営業務を民間事業者へ委託しており、独自の研修の機会、民間感覚の取り入れ等、指導員の資質向上や保育サービスの充実を図ります。令和6年4月1日より保育時間の延長30分を行っています。	教育課

基本施策5 「児童虐待・配偶者暴力の防止」

現状と課題

児童虐待は、子育てへの迷い、孤立などのストレスが原因であるケースが見受けられ、根本には、「子どもの命や人権を尊重する」という大人の意識が欠如していることが考えられます。このため、保護者等の意識啓発が重要になっています。

子どもにおいては、身体的な影響に加え、心的外傷（トラウマ）などの精神的な影響をもたらし、将来の人格形成に大きな影響を及ぼすことから、今後も未然防止と発見時の迅速、的確な対応に努めていくことが求められます。

一方、配偶者暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス）については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づいて、暴力の防止と被害者の保護についての体制を強化していくことが求められます。

また、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づき、子ども家庭センターの整備についても検討を進めていきます。

施策目標

児童虐待、配偶者暴力の防止と発見時の迅速、的確な対応に努めます。

主要施策

1 児童虐待の防止と早期発見

児童虐待の防止のため、保護者の悩みなどの軽減を図るとともに、早期発見、早期対応につながる相談、連携等の体制づくりを促進します。

通番	個別施策	取組内容	関係課
35	見守り体制の充実	福祉、保健、教育の各機関や民生委員児童委員などと連携を図り、児童虐待防止と適切な対応に努めます。令和6年度より民間事業者の見守り強化事業を開始することで、組織体制の強化を図ります。	教育課 保健福祉課
36	虐待通告義務の周知	虐待発見者の通告義務について、保育所、幼稚園、学校等を含め、広く町民に周知し、虐待の早期発見に努めます。要保護児童対策地域協議会事務局として、実務者会議、個別支援会議、ケース会議を通し、関係機関と連携を図り個々のケースに対応しています。	教育課 保健福祉課
37	児童への適切な保護	保護の必要な児童は、児童相談所や警察と連携した一時保護、乳児院・児童養護施設等への入所など早期に適切な対応を行います。	保健福祉課

通番	個別施策	取組内容	関係課
38	こども家庭センターの整備	児童虐待防止に向けて、子ども家庭支援員や虐待対応専門員、心理担当支援員等の高度な専門性を有した職員を配置し、相談支援体制、関連機関連携体制の構築を図る拠点整備の検討を進めます。	保健福祉課

2 配偶者暴力の防止と被害者への支援

他の関係機関と連携し、早期相談支援と周知啓発により、配偶者暴力の防止と被害者への支援を行います。

通番	個別施策	取組内容	関係課
39	配偶者暴力の防止と被害者への支援	配偶者による暴力の防止を図るため早期相談支援と周知啓発を行います。被害者への支援については、警察や県女性サポートセンター、安房健康福祉センター等の関係機関と連携しながら、相談や緊急時における安全の確保、被害者の自立を支援します。	保健福祉課

基本施策6 「経済的負担の軽減」

現状と課題

子育てには、教育費、医療費を始めとし、多くの費用が掛かります。多子を育てようと思っても、その経済的負担のために子どもを持つことを断念せざる得ない家庭も少なくはないと考えられます。

子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、また、生まれ育った家庭環境に関わらず子どもが個性豊かにまた健やかに成長することができるよう、子育て家庭に対する経済的支援の充実に努めます。

施策目標

子育ての経済的負担の軽減に努めます。

主要施策

1 経済的負担の軽減

既存の各種経済的支援制度の周知を図るとともに、助成の維持、拡大に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
40	各種制度の継続実施と周知の促進	既存の各種経済的支援制度の継続実施やより一層の支援制度の拡大に努めるとともに、制度利用を促進するため、広報やパンフレットなどを活用し、周知に努めます。	教育課 保健福祉課 税務住民課
41	効果的な経済的支援の企画、立案、実行	国、県の政策動向を踏まえつつ、ニーズに沿った町独自の経済的支援策について、企画・立案・実行に努めます。平成30年度から幼稚園保育料の無償化、令和元年度から保幼小中の給食費無償化を実施しています。	教育課 保健福祉課 総務企画課
42	子ども医療費の助成	乳幼児から0歳から18歳までの子どもに対する医療費を助成しています。	保健福祉課

基本施策 7 「子どもの貧困対策の推進」

現状と課題

現在、求められる施策では、無償化、負担軽減等の経済的支援が多く、背景には、子育て家庭における貧困問題がある場合も考えられます。貧困の状況にある世帯においては、教育の機会や環境が十分でない場合、地域における孤立や就労に関する問題等複合的な課題が関係する場合が多くあり、保護者の抱える課題が子どもに影響する可能性もあります。

貧困の連鎖を断ち切るべく、単なる給付等の経済的支援だけでなく、課題を把握できる相談体制の確保や状況の把握につながる連携体制が求められます。

施策目標

貧困家庭における課題の早期発見と早期対策に努めます。

主要施策

1 子どもの貧困対策の推進

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖しない社会を実現していくため、必要な環境整備と関係機関との連携を促進していきます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
43	相談・支援体制の機能充実と連携強化	問題のある家庭の早期発見と実態把握、個々の案件に応じた適切な支援を行うため、子どもや家庭に関する相談窓口の機能強化・相談支援体制の充実を図り、親の妊娠・出産から子の社会的自立まで、切れ目なくケアできるよう、関係機関・各相談機関で連携を行い、支援において実効性のあるネットワークを確保します。	保健福祉課 教育課 税務住民課 総務企画課
44	学習支援事業の推進	家庭環境に関わらず、学習する機会が得られるよう、学習支援の機会提供や費用負担を軽減できる施策の実施に努めます。令和元年度より、小中学生を対象に子どもの学習支援として無料の学習会を開催しています。また高等学校や大学等への進学に対する各種奨学金制度の活用を推進しています。令和6年度より奨学金返還支援制度を設立しています。	教育課

第2節 就業と子育てが両立できる町

基本施策8 「保育サービスの充実」

現状と課題

鋸南町では、保育所で0歳児保育や7時30分から19時までの長時間保育を土曜日においても実施するなど、多様な保育ニーズに応じたサービスに努めています。今後も、保育ニーズを踏まえながら、サービスの充実を図っていくことが求められます。

また、保育所での保育内容については、国が示す「保育所保育指針」に基づいて、保育内容の充実を図っていくことが求められます。

施策目標

多様な保育ニーズに対応したサービスの提供に努めます。

主要施策

1 多様なニーズに対応した保育の拡充

核家族化の進行や、就労形態の多様化に対応できるよう、保育所において、低年齢児保育、延長保育、一時保育を始めとする多様な保育サービスの提供に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
45	低年齢児保育の充実	産休明けや育児休業明けの年度途中の入所を含め、低年齢児の保育所での受け入れ希望に対して対応していきます。	教育課
46	延長保育の充実	保護者のニーズに応じた、延長保育の充実に努めます。平日は午後7時まで、土曜日の一泊保育等を継続していきます。	教育課
47	病児・病後児保育の実施	病児・病後児への保育については、勝山クリニックに委託した保育を継続していきます。	保健福祉課
48	一時保育の実施	保護者などが一時的、緊急的に保育できなくなった未入所児童を預かる保育を実施していきます。	教育課
新規 (案)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	各教育・保育施設と連携しながら、こども誰でも通園制度を実施します。令和8年度の本格実施に向け、条例等の改正・制定、実施事業所の認可・確認手続を進めます。	教育課

2 保育内容の向上

安心して子どもを預けられるよう、職員の資質のさらなる向上、保育環境の充実などにより、保育内容の向上を図ります。

通番	個別施策	取組内容	関係課
49	保育の推進	「保育所保育指針」に基づき、一人ひとりの発達状況や個性に応じた保育を推進します。多様な遊びの体験など、子どもにとって楽しい保育の場を提供するとともに、地域に開かれた保育所づくりを促進します。	教育課
50	保育士の資質の向上	各種研修への参加により、保育士の資質の向上を図ります。	教育課
51	就学前保育・教育施設のあり方の検討	少子化の動向を見ながら、さらに幼保の連携を進めます。平成30年度に幼稚園を保育所敷地内に移転したことで、これまでにない幼保の連携強化が図られています。また、保育事業を事務委任を受け教育課が担当していることから保育所及び幼稚園の連携強化が図られています。	教育課
52	保育環境の充実	ニーズに即した保育環境の充実を図ります。	教育課

基本施策9 「放課後児童対策の充実」

現状と課題

鋸南町では、放課後児童対策として、共働き家庭等の全児童を対象とした幼稚園一時預かり保育と学童保育事業、小学校における放課後子ども教室が実施されています。

今後も学童保育事業などについては、安定した運営が求められ、放課後子ども教室については、ボランティアの協力を得ながら、より一層工夫した内容の充実が求められます。

施策目標

子育てと就労の両立を支援するため、放課後児童対策の充実に努めます。

主要施策

1 放課後児童対策の充実

多様なニーズに対応した放課後児童対策に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
34	幼稚園一時預かり保育と学童保育と放課後子ども教室の充実 [再掲]	幼稚園一時預かり保育、学童保育と放課後子ども教室の充実に努めます。	教育課

基本施策 10 「仕事と生活の調和の推進」

現状と課題

「仕事と生活の調和」とは、仕事も生活も大切にすることで、仕事の質・生活の質の両方を高めることを目指す取組です。育児・子育て期の母親の就業への支援や、子育てに配慮した職場づくりだけではなく、非正規雇用で生活が安定しないために結婚、出産ができないことを無くすといったことも含む概念です。

時短などの労働条件の改善や手厚い子育て支援制度によって、勤労意欲や業務効率の向上につながることはよく知られています。また、出産・育児のために退職した女性の能力の再活用は、人口減少時代に活力ある地域を維持していくために不可欠です。

具体的な雇用政策は、主に、国・県が担っておりますが、未来への投資として、地域全体で「仕事と生活の調和」に取り組んでいくことが求められます。

施策目標

「仕事と生活の調和」を地域に周知することや意識の啓発を推進します。

主要施策

1 地域での取組の推進

子育て中の親が、「仕事と生活の調和」を実現できるよう、地域に周知するとともに、意識の啓発に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
53	「仕事と生活の調和」の周知、意識の啓発	国の定めた憲章・行動指針の周知及び意識の啓発に努めます。	教育課 保健福祉課 地域振興課

【参考】仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章より(抜粋)

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

1. 就労による経済的自立が可能な社会
経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。
2. 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。
3. 多様な働き方・生き方が選択できる社会
性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

基本施策 11 「男女共同参画の促進」

現状と課題

少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化により子育て力が低下している現在、男性が子育てに積極的に参加することが求められています。また、家事や育児に限らず、社会のあらゆる部門で、女性が差別されず、男女が共同で参画し、それぞれの役割を果たしていくことが求められています。

鋸南町でも、推進計画を策定することで、啓発活動や具体的な対策を進めていく必要があります。

施策目標

男女がいつも、ともに育児や家事を協力して行い、男女が社会のあらゆる場で、同じように活躍しあえる男女共同参画のまちづくりを推進します。

主要施策

1 男性の子育てなどへの参画の促進

男女の固定的な役割分担意識の是正や、社会慣習の改善を啓発し、男女共同参画による子育てを促進します。

通番	個別施策	取組内容	関係課
54	男性への啓発活動の推進	各種広報や公民館講座などを通じ、男性の育児・家事への参画を啓発するとともに、育児や家事の具体的な方法について、男性が学習することを推進します。	教育課 保健福祉課 総務企画課

2 社会全体の男女共同参画の促進

男女が社会のあらゆる場で、同じように活躍し、女性の活力が多様な場で最大限活かされる男女共同参画のまちづくりを推進します。

通番	個別施策	取組内容	関係課
55	男女共同参画意識の普及促進	セミナーなど、多様な機会を通じて、男女共同参画の考え方の普及を図ります。	総務企画課
56	男女平等教育の推進	学校、幼稚園、保育所などすべての保育、教育施設で、男女平等教育を推進するとともに、子どもの時から男女が共同して家事・育児等を行うことの大切さを啓発します。	教育課
57	政策決定への女性の参画の促進	組織の政策決定に、家庭や子どもについての視点が豊かな女性の意見を積極的に反映させるまちづくりに努めます。	総務企画課

第3節 学びを通じて親子が育つ町

基本施策 12 「食育・学校保健の推進」

現状と課題

鋸南町では、食事の始まりである離乳食からの食育を展開しています。

取組としては、乳児の保護者を対象に、離乳期の食育指導の実施、また、栄養バランスのとれた規則正しい食生活を送ることは、子どもたちの心身の健康の基本であり、保護者にとっても、生活習慣病を予防し、健康を維持するために重要であることから、恵まれた地元食材を活かした食育の推進を、学校給食に取り入れたり、健康づくり推進員の協力を得て、充実を図っています。

今後も、食育の重要性を子どもたちと保護者に対して周知していくことが求められます。

学校保健においては、小児生活習慣病や思春期の心の問題などが取りざたされる中、子どもたちが自分の心と身体をいたわることの大切さ、運動で体を鍛える必要性、性の違いなどを理解し、正しい健康管理を実践できるよう支援していくことが求められます。

施策目標

恵まれた地元食材を活かし、食育を推進するとともに、学齢期・思春期の健康教育を推進していきます。

主要施策

1 食育の推進

保健、教育が連携し、離乳期から学齢期まで、子どもの発達段階に応じた食育の推進を図ります。栄養のバランスや、回数・時間などの食に関する生活習慣の確立と、食文化やマナーなど、食の学習に努めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
58	母子保健事業での食育の推進	各乳幼児健診・健康教育を通じて、乳幼児期の食育を推進します。	保健福祉課
59	地元食材を活かした食育の推進	健康づくり推進員等の協力を得ながら、地元食材を活用した料理教室を実施することで、食育を推進します。また学校給食においても、豊かな地元食材を活用し、食育の推進を図っていきます。	教育課 保健福祉課

2 学齢期・思春期保健の推進

学齢期・思春期は、身体的・心理的・社会的に成長が著しく、子どもから大人への移行期でもあり、自己を確立しながら独立していく時期です。この時期の不安や悩み・ストレスが、不登校等の問題行動に結びつくこともあります。子どもたちが心身ともに健全に成長していけるよう、情報提供や知識の普及を図ることで効果的な指導を行っていきます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
60	鋸南町幼小中合同学校保健委員会運営の充実	保健事業の効果的な運営と、地域保健と学校保健の連携を強化し、児童生徒の健康保持促進を図ります。幼小中合同学校保健委員会を開催し、子どもたちの心身の健康状態を把握し、改善する取組が図られています。	教育課 保健福祉課
61	小児生活習慣病予防の推進	保護者が希望する児童生徒について、健診を実施することで、小児生活習慣病の早期発見に努めるとともに、教育の中で、予防の啓発を行っています。健診の実施状況は、中学生が希望者全員と、小学生が2年生、6年生及び経過観察児に対して年1回行っています。	教育課 保健福祉課
62	相談体制の強化	スクールカウンセラーの充実や、安房健康福祉センターの思春期相談の利用促進などにより、思春期の児童、生徒の悩み等に対する相談体制の強化を図ります。	教育課 保健福祉課
63	性教育の充実	自らの行動について、判断できる子どもを育てるために、命の大切さ・第二次性徴・性感染症などの正しい情報と知識の啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図ります。	教育課 保健福祉課
64	薬物・アルコール対策の充実	覚せい剤、麻薬、アルコール、たばこなどの有害性・危険性について情報提供を行うとともに、薬物乱用について警察などと連携を図り、防止の啓発に努めます。	教育課 保健福祉課
65	思春期保育体験学習の推進	中学生が保育所で乳幼児の世話をする育児の擬似体験を通して、父性、母性の育成を図ります。現在、ふれあい体験学習の機会を通じて推進しています。	教育課
66	携帯電話やインターネットの安全な使い方の啓発の推進	携帯電話やパソコンの普及により、子どもが有害情報に容易にアクセスできる環境にあることから、携帯電話サイトを含むインターネット等のもつ危険性や利用する上でのマナーなどを指導すると同時に、親に対してもインターネットの使い方についての啓発活動に努めます。	教育課

基本施策 13 「幼児教育・学校教育の充実」

現状と課題

幼稚園の新教育要領、小学校・中学校・特別支援学校の新学習指導要領に基づいて、子どもたちに適切な教育を推進していくことが求められます。

新学習指導要領では、2030年の社会を想定し、その社会で生き抜く今の子どもたちにどのような資質・能力を育てていけばよいのかを一つの問いとしています。

そのため学校は、「社会に開かれた教育課程」の実現のために、校長のリーダーシップのもと、学校として育成を目指す資質・能力を設定し、全職員で共通理解を図り、その資質・能力の育成に取り組むことが求められています。

新しい幼稚園教育要領、学習指導要領に基づいて、児童や生徒に対して基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力の育成、学習意欲の向上や学習習慣・生活習慣の確立、豊かな心や健やかな体の育成などの教育に努めていく必要があります。

施策目標

幼稚園、学校がそれぞれの特徴を活かしながら、子どもたちの個性を伸ばし、創造性を育みながら、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を培う教育を推進します。

主要施策

1 就学前教育の充実

人間形成の基礎を培い、大事な時期を担う就学前教育の充実を図ります。

通番	個別施策	取組内容	関係課
67	就学前教育の充実	「幼稚園教育要領」、その上位法・計画に基づき、基本的な生活習慣の獲得に最も力を注ぎながら、幼稚園等での個性あふれる教育を推進します。	教育課
68	教職員の資質の向上	各種研修や交流機会などを充実し、幼稚園教諭の資質の向上を図ります。	教育課
69	施設、設備の整備	充実した就学前教育を提供するために、幼稚園等の施設、設備の整備に努めます。	教育課
70	地域に開かれた施設づくりの促進	幼児教育の専門技術を活かし、入園前の幼児における保護者の子育てに関する相談に応じるなど、交流の場を提供する地域に開かれた施設づくりを促進します。	教育課
71	幼稚園・保育所と小学校との連携の推進	幼稚園・保育所と小学校との間で、各施設での行事へ参加を促す等の連携に努めます。また、幼稚園・保育所と小学校の児童生徒の状況について定期的に情報交換を実施し、よりきめ細やかな連携の促進に努めます。	教育課

通番	個別施策	取組内容	関係課
51	就学前保育・教育施設のあり方の検討〔再掲〕	少子化の動向を見ながら、幼保の連携を進めます。平成30年度に幼稚園を保育所敷地内に移転したことで、これまでにない幼保の連携強化が図られています。	教育課

2 学校教育の充実

豊かな心を持ち、自ら学ぶ力と社会の変化に主体的に対応するたくましい人間の育成を目指した教育を推進します。

通番	個別施策	取組内容	関係課
72	基礎学力の定着	指導内容や指導方法の工夫改善に努めながら、基礎的・基本的な学力の定着を図ります。令和6年4月から英語検定、漢字検定等の合格者に受験料の一部を補助する制度をスタートし学力の向上を図っています。	教育課
73	情報教育の推進	パソコンなど情報機器を操作する基礎能力を育成するとともに、あふれる情報を整理し、十分に活用できる人材の育成に努めます。	教育課
74	国際理解教育の推進	世界を視野に入れ、国際貢献できる人材の育成を目指して、ALT（アシスタント・ランゲージ・ティーチャー）の活用や、民間講師により幼稚園から英会話を取り入れ、国際理解教育を推進します。	教育課
75	人権教育・道徳教育の推進	他人の痛みを理解し、人権を尊重する心を持った児童の育成を目指して、人権教育・道徳教育を推進します。	教育課
76	教員の資質の向上	教員の資質の向上を図るため、各種研修の充実に努めます。	教育課
77	開かれた学校づくりの推進	地域の人とのふれあう機会を積極的に取り入れるなど、開かれた学校づくりに努めます。保護者・住民が学校運営に参画し、地域ぐるみで子どもの教育に当たることができるよう、充実を図ります。小学校における放課後子ども教室に地域の方々が講師として参加しています。また学校ボランティアによる登校時の見守りや給食配膳への協力も行われています。令和5年度から小中学校でコミュニティスクールを導入しています。	教育課
78	安全な学校づくりの推進	今後も防犯設備等の充実を図るとともに、警察、PTA、ボランティアなどの協力を得ながら、通学時などの安全確保に努めます。令和元年度通学路に防犯カメラ3台を設置済です。	教育課
79	放課後子ども教室の推進	放課後に地域の方々が講師となり、遊び・趣味・技能を教えて、様々なことに興味を持たせる体験の機会を引き続き提供します。	教育課

通番	個別施策	取組内容	関係課
80	教育環境の整備と施設の有効活用	教育環境の整備の充実に努めるとともに、余裕教室の積極的な活用を図ります。	教育課
81	学校施設の開放による交流の促進	グラウンド、体育館など、学校施設を開放し、地域の人々と子どもたちとの交流を促進します。幼稚園保育所の園庭を日曜日、祝日に開放し、利用拡大を図っています。	教育課

基本施策 14 「社会教育・社会体育の充実」

現状と課題

鋸南町では、子どもたちを含む多世代による地域の特徴的な社会教育や社会体育活動が活発に行われています。

今後も、地域住民の協力のもと、多様な体験活動、文化、スポーツ活動を展開していくことが求められます。

施策目標

明日の鋸南町を築く豊かな心の育成を目指し、地域の自然や人々といった資源を活かしながら、子どもたちの多様な生涯学習機会の創出に努めます。

主要施策

1 社会教育の推進

地域の協力を得ながら、各施設の特色を活かした多様な体験機会の充実を図ります。

通番	個別施策	取組内容	関係課
82	体験教育・体験保育の積極的な導入	各保育・教育施設では、社会体験などの学習機会の積極的な導入に努めます。	教育課
83	環境学習活動の促進	富士山キャンプなど自然との関わりを学ぶ研修や自然と親しむ活動を通じて、環境への理解を深め、環境を守ろうとする心と態度の育成に努めます。	教育課
84	福祉体験活動の促進	社会福祉協議会や福祉施設などの協力を得ながら、お互いに助け合うことの大切さを学ぶ福祉体験機会の充実を図ります。中学生の職場体験では福祉施設の体験活動を行います。現在、いきいき学級（高齢者学級）公民館講座で認知症キャラバンメイトを実施しています。	教育課
85	生活体験活動の促進	就業体験や青少年キャンプなどを通じて、生活体験活動の促進を図ります。平成 29 年度から富士山キャンプを実施しています。	教育課

通番	個別施策	取組内容	関係課
86	社会教育活動への 子どもの参加の促進	中央公民館等での子どもや親子を対象とした体験講座、イベントの充実を図ります。さつま芋ほり体験、版画体験等を実施しています。	教育課

2 地域活動・文化活動の促進

子ども会を始め、各種地域活動を通じて、子ども同士の連帯感を養成するとともに、地域住民としての意識づくりを促進します。また、文化や芸術に子どもたちが親しめる環境づくりを進めます。

通番	個別施策	取組内容	関係課
8	子ども会活動の活性化〔再掲〕	子ども会活動の活性化を図り、同年齢、異年齢の子どもとの交流を促進します。	教育課
9	多様な地域活動の促進〔再掲〕	伝統的なまつりや各種イベント、ボランティア活動や青少年活動など、子どもたちの地域活動への参加を促進します。高校生が指導者となって実施している「祭りばやし教室」、子ども会が中心となって活動しているジュニアリーダー研修など積極的に活動を支援しています。	教育課
87	多様な文化・芸術活動の促進	ボランティア団体が実施しているいけ花教室を支援し、子どもたちが参加する文化・芸術活動を引き続き促進します。	教育課

3 社会体育活動の促進

子どものスポーツへの参加を促進し、健康づくり、体力づくり、仲間づくりを図ります。

通番	個別施策	取組内容	関係課
88	スポーツ少年団活動の活性化	スポーツを通じて豊かな心と健康でたくましい体を育むことを目的とした、スポーツ少年団の活動を促進します。そのために、指導者の養成と資質の向上を図ります。	教育課
89	競技スポーツの振興	子どもたちが意欲的にスポーツに取り組めるよう、競技スポーツ大会の開催など、機会の充実に努めます。	教育課
90	子ども、親子を対象としたスポーツ教育の充実	スポーツ教室の充実と多様化を図り、スポーツ体験の幅を広げます。	教育課

第4節 安全・安心な町

基本施策 15 「子どもにやさしいまちづくり」

現状と課題

子どもは、災害や犯罪、交通事故の被害者になりやすいため、関係機関が連携を図り、安全教育の実施や施設の整備などに努める必要があります。

交通安全教育は、引き続き、交通ルールの周知や町内の交通指導員による指導の充実を図っていきます。子どもにとっての危険箇所は、学校、PTA が地域に出向いて確認を行い、立ち入らないよう、子どもたちへの周知に努めます。

施設の整備については、バリアフリー化や道路改良とあわせて歩道を設置するなど、計画的に進めていく必要があります。

また、令和元年9月に発生した台風15号による甚大な災害の経験を踏まえ、学校教育・保育施設における避難や避難時の支援体制について、実体験を踏まえて、災害の種類別に対応することを進めます。

施策目標

防災や防犯、交通安全などの面で安心して子育てできる町を目指します。

主要施策

1 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもや妊産婦、親子連れが安心して活動できるまちづくりを推進します。

通番	個別施策	取組内容	関係課
91	公共施設などのバリアフリー化の推進	子どもや妊産婦、親子連れでも安心して利用できるよう、歩道の整備を計画的に進めるとともに、バリアフリー化がされていない公共施設に対し、整備の取組を推進します。	関係各課
92	公共交通機関の充実	地域公共交通の利便性の向上を図るとともに、維持確保のため、関係機関と連携し対応していきます。	総務企画課

2 安全・安心の確保

子どもや子育てに配慮した防災、防犯、交通安全対策を推進します。

通番	個別施策	取組内容	関係課
93	子どもに配慮した防災対策の推進	保育所、幼稚園、学校などでの防災訓練、防災教育を充実するとともに、避難、救助、情報提供など各分野で子どもに配慮した防災対策に努めます。また、避難先での支援体制等についても災害の種類に応じた対応を進めていきます。	教育課 総務企画課
94	地域で子どもを見守る防犯体制の強化	子どもの犯罪被害防止に向け、防犯カメラ・防犯灯の充実、「社会を明るくする運動」の推進、PTAによる活動など、地域で子どもを見守る防犯体制の強化を図ります。	教育課 総務企画課 税務住民課
95	交通安全対策の充実	通学路の安全点検を定期的に行い、子どもの交通事故防止に向け、交通安全教育の推進に努めるとともに、カーブミラー、ガードレールなど、各種交通安全施設等の整備、拡充を図ります。	教育課 総務企画課

基本施策 16 「のびのび遊べる環境づくり」

現状と課題

テレビゲームなど室内遊びの増加、塾・習い事時間の拡大などにより、子どもたちが地域で遊ぶ時間が減少しています。遊びや地域での活動を通じて得た体験は、人生のかけがえのない財産であり、子どもの人格形成に大変重要なものです。

鋸南町は、南房総国定公園の美しい海岸や里山など、身近に自然が多く残っています。豊かな自然の中、休日などに家族で過ごせる場として、佐久間ダムの公園などがあるほか、鋸南町 B&G 海洋センターは、グラウンドなどを有する運動施設として整備され、また、道の駅保田小附属ようちえんのみまもりひろばや、小学校の校庭、幼稚園、保育所の園庭、公民館の子育て広場を設置し、子どもたちや親子連れでの運動、遊ぶことができる場として確保しています。

その一方で、アンケート結果によると、「児童の遊び場」には、多くの要望が寄せられており、安全で魅力的な遊び場を一層充実していくことが求められます。

施策目標

子ども同士や親子連れで、安心してのびのび遊べる遊び場の確保を図ります。

主要施策

1 屋外活動の場の充実

自然環境を活かしながら、子どもたちがのびのびと、力いっぱいスポーツや遊びを楽しめる場の充実を図ります。

通番	個別施策	取組内容	関係課
96	公園・広場等の充実	子どもが安心して遊べる公園や広場などの整備と、適切な維持管理に努めます。また、遊び場として校庭や園庭の活用を図ります。	地域振興課 教育課 保健福祉課
97	自然環境の保全・活用	海岸や野山が子どもたちのかけがえのない遊び場となるよう、自然保護意識の普及・啓発を行い、良好な自然環境の保全に努めます。年2回町民による町内一斉清掃・530運動を展開し、環境美化・環境保全の普及・啓発を実施しています。	建設水道課 教育課
98	野外スポーツ施設の整備・充実	グラウンドなど、各屋外スポーツ施設の整備・充実を図ります。	教育課 総務企画課

2 屋内活動の場の充実

季節や天候に関係なく思い切り活動できる場として、既存の体育館や公民館などの施設の充実を図ります。

通番	個別施策	取組内容	関係課
99	屋内スポーツ施設の充実	体育館、温水プールなど、屋内スポーツ施設の充実に努めます。	教育課 海洋センター 総務企画課
100	資料館機能の充実	歴史民俗資料館の充実を図ることで、子どもたちが郷土の歴史や文化にふれ、体験しながら学べる環境の整備に努めます。	教育課 歴史民俗資料館
101	公民館機能の充実	子ども向けの蔵書の充実を図り、子育て広場の有効活用・充実に努めます。	教育課

第5章 事業量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画の策定にあたり、「教育・保育を提供する区域」を定めることとなっています。

内閣府から示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を設定することとなっています。

本町では、教育・保育提供区域を「町全域」の1つとします。

＜本町の教育・保育提供区域＞

提供区域名	区域面積	幼稚園 の数	保育所 の数	認定こども 園の数	区域内の 小中学校名
町全域	45km ²	1	1	—	鋸南小学校 鋸南中学校

第2節 事業量の見込みの算出方法について

本計画における事業量の見込みを推計するにあたり、推計子ども人口（「第2章_第2節_1」参照）とニーズ調査から導き出されたサービス利用意向をもとに、計画期間における事業量の見込みを算出しました。算出方法は、以下の通りです。

1 事業量の見込みの算出項目

（1）教育・保育施設及び事業

	認 定 区 分	対象年齢
1	1号認定 ※「幼稚園」を利用したい人	3～5歳
2	2号認定① ※「保育所」を利用したい人	3～5歳
3	2号認定② ※2号認定①のうち、幼稚園の利用希望が強い人	3～5歳
4	3号認定 ※「保育所」を利用したい人	0～2歳

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	対 象 事 業	対象年齢
1	地域子育て支援拠点事業	0～2歳
2	妊婦健診	—
3	乳児家庭全戸訪問事業	0歳
4	養育支援訪問事業等	0～18歳
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～5歳
6	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	0～5歳
7	一時預かり事業	0～5歳
8	延長保育事業	0～5歳
9	病児病後児保育事業	0～12歳
10	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	1～6年生
11	子育て世帯訪問支援事業	0～17歳
12	児童育成支援拠点事業	6～17歳
13	親子関係形成支援事業	0～17歳
14	妊婦等包括相談支援事業	—
15	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	0～2歳
16	産後ケア事業	0歳

2 事業量の見込みの算出方法

量の見込みの算出にあたっては、第2期計画期間である令和2年度から令和6年度までの各年度の利用実績から事業毎に利用率を算出し、その利用率の推移から算出した年度毎の変化率を基に、変化率の傾向及びニーズ調査結果から想定される今後の利用動向や本町の地域特性を踏まえ設定しました。

算出方法

推計項目	内容
1. こどもの人口の推計	令和2年度～令和6年度の年齢ごとの住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法※によって、令和7年度～令和11年度の人 口を推計します。 ※各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去 における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将 来人口を推計する方法。
2. 利用実績の把握	教育・保育の令和2年度～令和6年度の利用実績を集計しま す。年齢別に量の見込みを設定する事業については、実績も 年齢別に把握します。
3. 利用率の算出	年度別に事業ごとの利用率を算出します。事業対象年齢の人口 に対する利用実績が、利用率になります。年齢別の実績が 把握できている場合には、年齢ごとの利用率を算出します。
4. 変化率の算出	事業ごとに年間の変化率（当年度利用率／前年度利用率）を算 出し、令和2年度～令和6年度の変化率の推移を設定します。 変化率の推移から事業ごとの利用動向の傾向を把握します。
5. ニーズ調査結果から の利用意向等の把握	ニーズ調査結果から事業ごとの利用意向や生活状況を把握しま す。
6. 量の見込みを推計	事業ごとに変化率の推移、ニーズ調査結果からの利用意向等を 踏まえ、計画初年度（令和7年度）利用率、計画期間中（令和 7年度～令和11年度）の変化率を設定します。これらの変化 率から算出される年度毎の利用率に事業ごとの利用対象年齢の 推計人口を乗じることにより、量の見込みを算出します。

第3節 事業量の見込みと提供体制の確保（教育・保育給付対象事業）

1 教育・保育の事業量の見込み

町内に居住する子どもの教育・保育の事業量の見込みは、以下のとおりです。

＜認定区分ごとの事業量の見込み（推計）＞

（単位：人）

	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①1号認定（4歳以上、保育の必要性なし）	40	33	35	29	21
②2号認定（4歳以上、幼稚園の利用希望が強い）					
③2号認定（3歳、保育園等利用希望者）	13	19	7	12	12
④3号認定（0歳）	2	2	2	2	2
⑤3号認定（1歳）	5	8	8	8	8
⑥3号認定（2歳）	13	5	9	9	9
合計	73	67	61	60	52

2 教育・保育の提供体制の確保の内容

年度ごとの教育・保育の事業量の見込み及び提供体制の確保の内容は以下の通りです。

ニーズが学校教育のみの1号認定は、1号認定者と幼稚園の利用希望が強い2号認定者の合計人数としています。

（単位：人）

	令和 7 年度					
	1 号※	2 号	3 号			合計
	4～5 歳	3 歳	0 歳	1 歳	2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）	40	13	2	5	13	73
②確保の内容（教育・保育施設）	105	70				175
②－①	65	37				102

※1号認定者と幼稚園の利用希望が強い2号認定者の合計人数

（単位：人）

	令和 8 年度					
	1 号※	2 号	3 号			合計
	4～5 歳	3 歳	0 歳	1 歳	2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）	33	19	2	8	5	67
②確保の内容（教育・保育施設）	105	70				175
②－①	72	36				108

※1号認定者と幼稚園の利用希望が強い2号認定者の合計人数

(単位：人)

	令和 9 年度					
	1号※	2号	3号			合計
	4～5 歳	3 歳	0 歳	1 歳	2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）	35	7	2	8	9	61
②確保の内容（教育・保育施設）	105	70				175
②－①	70	44				114

※ 1号認定者と幼稚園の利用希望が強い2号認定者の合計人数

(単位：人)

	令和 10 年度					
	1号※	2号	3号			合計
	4～5 歳	3 歳	0 歳	1 歳	2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）	29	12	2	8	9	60
②確保の内容（教育・保育施設）	105	70				175
②－①	76	39				115

※ 1号認定者と幼稚園の利用希望が強い2号認定者の合計人数

(単位：人)

	令和 11 年度					
	1号※	2号	3号			合計
	4～5 歳	3 歳	0 歳	1 歳	2 歳	
	学校教育のみ	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	保育の必要性有り	
①量の見込み（必要利用定員総数）	21	12	2	8	9	52
②確保の内容（教育・保育施設）	105	70				175
②－①	84	39				123

※ 1号認定者と幼稚園の利用希望が強い2号認定者の合計人数

確保方策

- ・令和 11 年度までの計画期間中、1号、2号、3号認定の量の見込みに対して、確保の内容として設定している幼稚園、保育所の定員が上回っています。

3 教育・保育の一体的提供の推進

本町では、教育と保育の一体的提供に対して、鋸南保育所と鋸南幼稚園を同一敷地内に配置し、幼保の一体的提供を図っており、運営体制の連携についても推進していきます。また、同敷地は鋸南小学校も隣接しており、小学校も含めた教育施設の集約化が進んでいます。さらに、鋸南幼稚園には一時預かり保育所を設け、鋸南小学校敷地内には学童保育所も配置され、保護者、児童の幅広いニーズを含め、教育・保育を提供できる拠点として今後も体制の強化を図り、幼児教育に対して十分な配慮を失うことなく、円滑に小学校教育へとつなげていくため、教育・保育の一体的提供を推進していきます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

本町では、子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行い、実施していきます。

5 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、町内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う幼児教育アドバイザーの配置に努めます。

6 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展を踏まえて、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえつつ、子ども及びその保護者の使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組むとともに、教育・保育施設等に対する支援策を検討します。

第4節 事業量の見込みと提供体制の確保（地域子ども・子育て支援事業）

1 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

本町における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みは、以下のとおりです。

＜地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（推計）＞

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用者支援		—	—	—	—	—
②地域子育て支援拠点事業	延人／日	184	157	183	184	185
③妊婦検診	人／年	240	220	220	220	200
④乳児家庭全戸訪問事業	人／年	21	21	19	19	19
⑤養育支援訪問事業等	人／年	0	0	0	0	0
⑥子育て短期支援事業	延人／年	0	0	0	0	0
⑦ファミリー・サポート・センター	延人／年	0	0	0	0	0
⑧一時預かり（幼稚園）	人／日	31	27	30	25	19
⑧一時預かり（保育園）	人／年	119	113	107	108	98
⑨延長保育事業	人／日	2	2	2	2	2
⑩病児病後児保育	延人／年	121	117	103	103	101
⑪放課後児童健全育成事業（学童保育）	人	77	73	72	66	67
⑫子育て世帯訪問支援事業	人／年	3	3	3	3	2
⑬児童育成支援拠点事業	人／年	3	3	2	2	2
⑭親子関係形成支援事業	人／年	7	6	6	5	5
⑮妊婦等包括相談支援事業	人／年	1	1	1	1	1
⑯乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度）	人／月	—	1	1	1	1
⑰-1 産後ケア事業 宿泊型	人／年	0	0	0	0	0
⑰-2 産後ケア事業 デイサービス型	人／年	6	6	5	5	5
⑰-3 産後ケア事業 アウトリーチ型	人／年	0	0	0	0	0

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容

事業ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容は以下の通りです。

(1) 利用者支援

① 事業内容

教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について、子どもや保護者から利用にあたっての相談に応じ、適切なサービスを選択し円滑に利用できるよう必要な情報提供・助言を行うことが主たる事業内容です。現在、中央公民館（教育委員会教育課）で対応しています。

② 今後の方向性・確保方策

すべての子どもと子育て家庭に対する窓口として、個々の家庭の状況把握、分析・見立てを行い、必要な情報提供と適切な子育て支援のあっせん、専門的な相談・支援に努めます。保護者の就労が増えている状況を踏まえ、相談等に対応できる時間等についても利用しやすい体制の整備を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	—	—	—	—
②確保の内容	1力所	1力所	1力所	1力所	1力所

(2) 地域子育て支援拠点事業

① 事業内容

乳幼児親子が、地域の身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や学びの講座、育児相談等を行う事業です。本町では、「子育て広場」において事業を展開しています。

② 今後の方向性・確保方策

室内遊び場の他、管理栄養士、保健師等専門職による話や読み聞かせ等のイベントを毎週開催し、多彩な情報発信に努めています。また、児童虐待等専門的な相談にも迅速に対応できるよう「こども家庭センター」の整備についても検討を進めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	184 延人/日	157 延人/日	183 延人/日	184 延人/日	185 延人/日
②確保の内容	1力所	1力所	1力所	1力所	1力所

(3) 妊婦健診

① 事業内容

出産年齢の高齢化や若年妊娠によるハイリスク妊婦の増加、低出生体重児の増加などが見られますが、安心して妊娠・出産できるよう妊婦健診を行う事業です。

② 今後の方向性・確保方策

標準的な健診回数（14 回）の公費負担を継続しつつ、県下の状況を踏まえ、さらなる経済的負担の軽減を図ります。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	240 人／年	220 人／年	220 人／年	220 人／年	200 人／年
②確保の内容	-	-	-	-	-

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

① 事業内容

概ね生後 4 か月までの乳児を持つ家庭を対象に、母親のメンタルヘルス支援を重点において、保健師が家庭訪問指導を実施する事業です。

② 今後の方向性・確保方策

今後も訪問連絡を積極的に実施するとともに、訪問事業の体制強化を図ります。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	21 人／年	21 人／年	19 人／年	19 人／年	19 人／年

(5) 養育支援訪問事業等

① 事業内容

養育支援が必要と考えられた家庭に対して、専門的な訪問指導を継続的に実施する事業です。

② 今後の方向性・確保方策

関係機関が十分に連携し、細やかな連絡調整を速やかに実施できる体制づくり、取組強化を図ります。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	0 人／年	0 人／年	0 人／年	0 人／年	0 人／年

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）

① 事業内容

保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。

② 今後の方向性・確保方策

利用希望の動向を注視しつつ、事業の実施を検討します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	〇延人／年	〇延人／年	〇延人／年	〇延人／年	〇延人／年
②確保の内容	〇力所	〇力所	〇力所	〇力所	〇力所

(7) ファミリー・サポート・センター事業

① 事業内容

乳幼児や児童の送迎や一時預かりなど育児の援助を「行いたい人（提供会員）」と「受けたい人（依頼会員）」からなる相互援助活動について連絡・調整を行い、子育て支援を行う事業です。

② 今後の方向性・確保方策

利用希望の動向を注視しつつ、事業の実施を検討します。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	〇延人／年	〇延人／年	〇延人／年	〇延人／年	〇延人／年
②確保の内容	〇力所	〇力所	〇力所	〇力所	〇力所

（８）一時預かり事業

① 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所、その他の場所において、一時的に保育を行う事業です。

幼稚園における一時預かりでは、在園児が対象になります。保育所においては、「緊急保育サービス事業」（保護者の入院等の理由による。月 10 日限度）、「非定型的保育サービス事業」（保護者の就労等の理由による。月 10 日限度）、「私的理由による保育サービス事業」（リフレッシュ目的等の理由による。月 2 日限度）を提供しています。

② 今後の方向性・確保方策

幼稚園では、平成 29 年度からそれまでの学童保育所から幼稚園において実施しています。令和 11 年まで、量の見込みに対して対応可能な体制です。保育所では、年間で 43 週×5 日／週を確保していきます。さらに利便性の向上を図るため、開設日や利用時間帯等、家庭のニーズに応じた利用ができる体制を構築していきます。

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
幼稚園	①量の見込み	31 人／日	27 人／日	30 人／日	25 人／日	19 人／日
	②確保の内容	31 人／日	27 人／日	30 人／日	25 人／日	19 人／日
保育所	①量の見込み	119 人／年	113 人／年	107 人／年	108 人／年	98 人／年
	②確保の内容	119 人／年	113 人／年	107 人／年	108 人／年	98 人／年

（９）延長保育事業

① 事業内容

保護者の就労形態の多様化、長時間通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常の保育時間を超えて延長保育を実施する事業です。

② 今後の方向性・確保方策

今後、保護者の就労形態の多様化に伴い、利用時間帯等のニーズも変わることが想定されます。地域の実情に応じた、利用につながるよう提供体制の充実を図ります。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	2 人／日	2 人／日	2 人／日	2 人／日	2 人／日
②確保の内容	15 人／日	15 人／日	15 人／日	15 人／日	15 人／日

(10) 病児病後児保育事業

① 事業内容

病気のために集団で保育を受けることが困難な期間において一時的に預かる事業です。現在、勝山クリニックわんわんクラブで実施しています。利用対象は、0歳から小学校6年生までです。

② 今後の方向性・確保方策

共働きの子育て世帯の増加により、量の見込みは第1期計画よりも大幅に増加しました。今後も安心・安全な環境の元、十分な対応ができるようさらなる整備の検討を進めます。確保の内容は、年間で50週×5日×3人/日=750人としています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	121 延人/年	117 延人/年	103 延人/年	103 延人/年	101 延人/年
②確保の内容	750 延人/年	750 延人/年	750 延人/年	750 延人/年	750 延人/年

(11) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

① 事業内容

保護者や同居親族の就労または疾病等により、家庭が昼間留守等になる児童を対象に、授業の終了後等一定時間指導し、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

② 今後の方向性・確保方策

第3期計画期間中は、全学年では令和10年まで減少傾向となりますが、令和11年度に1、4、6年生の増加により、全学年でも1人の増加となります。計画期間中を通して、6年生の見込み量が、やや増加傾向にありますが、量の見込みに対する受け入れ枠を確保していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	16人	18人	16人	13人	19人
	2年生	31人	17人	18人	17人	13人
	3年生	11人	16人	10人	12人	12人
	4年生	10人	13人	17人	9人	10人
	5年生	5人	5人	7人	10人	6人
	6年生	4人	4人	4人	5人	7人
	合計	77人	73人	72人	66人	67人
②確保の内容		77人	73人	72人	66人	67人

(12) 子育て世帯訪問支援事業

① 事業内容

家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがある家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児などの支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスクなどの高まりを未然に防ぐことを目的とします。

② 今後の方向性・確保方策

実績がないため想定される人数を設定しています。ニーズに応じた確保ができるよう検討を進めます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	3 人／年	3 人／年	3 人／年	3 人／年	2 人／年

(13) 児童育成支援拠点事業

① 事業内容

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童などに対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路などの相談支援、食事の提供などを行う事業です。

② 今後の方向性・確保方策

実績がないため想定される人数を設定しています。ニーズに応じた確保ができるよう検討を進めます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	3 人／年	3 人／年	2 人／年	2 人／年	2 人／年

(14) 親子関係形成支援事業

① 事業内容

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイなどを通じて、児童の心身の発達の状況などに応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

② 今後の方向性・確保方策

実績がないため想定される人数を設定しています。ニーズに応じた確保ができるよう検討を進めます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	7人／年	6人／年	6人／年	5人／年	5人／年

(15) 妊婦等包括相談支援事業

① 事業内容

妊婦などの身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施するため、妊婦のための支援給付とともに本事業を効果的に組み合わせることで総合的な支援を行います。本事業は、妊娠期から妊産婦などに寄り添い、出産・育児などの見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

② 今後の方向性・確保方策

実績がないため想定される人数を設定しています。ニーズに応じた確保ができるよう検討を進めます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1人／年	1人／年	1人／年	1人／年	1人／年

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

① 事業内容

令和 8 年度からの新規事業になります。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位などで柔軟に利用できる新たな通園給付で、0～3 歳未満の児童を対象としています。アンケート調査により、利用が想定される件数を見込んでいます。

② 今後の方向性・確保方策

令和 8 年度の給付開始に向けて、定期的な保育等を利用していない児童に対する利用意向を確認し、ニーズに応じた人員の確保を進めます。

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	—	1人／月	1人／月	1人／月	1人／月
①量の見込み	—	116 時間／月	130 時間／月	126 時間／月	123 時間／月

(17) 産後ケア事業

① 事業内容

出産後1年以内の母子に対して、助産師などの専門職が心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。

② 今後の方向性・確保方策

実績がないため想定される人数を設定しています。ニーズに応じた確保ができるよう検討を進めます。

1 宿泊型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

2 デイサービス型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6人/年	6人/年	5人/年	5人/年	5人/年

3 アウトリーチ型	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年	0人/年

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

① 事業内容

町が定める規定に基づき、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、教育・保育などを受けた場合に係る学校給食費と保育所給食費（主食費＋副食費）を助成する事業です。令和元年度から実施しています。

② 今後の方向性・確保方策

今後も給食費の助成を実施します。また、今後国の動向に応じた対象者に対する助成の充実を進めます。

(19) 多様な事業者の参入促進・能力開発事業

① 事業内容

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

② 今後の方向性・確保方策

県下の動向を注視しつつ、事業の実施を推進します。

第5節 子どもの放課後の居場所づくり

本町では、放課後の子どもに対する施策として、基本施策4「ひとり親家庭への支援強化」の主要施策1「ひとり親家庭への支援強化」における「幼稚園一時預かり保育と学童保育の充実」、また基本施策9「放課後児童対策の充実」の主要施策1「放課後児童対策の充実」における幼稚園一時預かり保育と学童保育・放課後子ども教室の充実（再掲）に取り組んでいます。今後、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童保育と放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、国が示す「放課後児童対策パッケージ」で示された各項目に対し、以下のよう

に推進していきます。

1 事業目標について

「放課後児童対策パッケージ」の事業目標は下記の通りです。

	事業内容	令和 11 年度までの事業目標
1	学童保育及び放課後子ども教室の校内交流に向けた整備	・学童保育利用児童の放課後子ども教室への参加率向上 ・放課後子ども教室実施プログラムの充実
2	放課後子ども教室の整備	・月4回の実施

2 学童保育及び放課後子ども教室の推進に関する方策について

「放課後児童対策パッケージ」では、学童保育の役割として、「単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした学童保育の役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。」とされています。これに示されるような、学童保育及び放課後子ども教室の円滑な推進に向けて、以下のような方策のもと、各種取組を推進していきます。

	項目	実施内容
1	学童保育及び放課後子ども教室の校内交流、又は連携による実施に関する具体的な方策	現在、放課後子ども教室開催時に、学童保育利用児童を受け入れています。今後、学童保育の支援員と子ども教室の支援員が定期的に情報交換を行い、児童の状況等を共有します。すべての子どもが放課後を安全に過ごすことのできる環境を整えていきます。
2	学校施設の学童保育及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	学童保育及び放課後子ども教室のニーズにより学校施設の利用促進を進めます。
3	学童保育及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、教育委員会と福祉部局は放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組みます。
4	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	学校との連携を密にするとともに保護者の相談に応じる時間を設けるなど、子ども一人一人の状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう努めます。
5	地域の実情に応じた学童保育の開所時間の延長に係る取組	ニーズによっては学童保育の実情に応じた開所時間の延長に努めます。
6	学童保育の役割をさらに向上させていくための方策	研修や個別の指導及び先進事例の検討等を通じて、支援員や運営主体の資質向上を図ります。またニーズに応じた人員確保策に努めます。
7	学童保育の役割を果たす観点から、育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等	学童保育の育成支援の内容を継続的に利用者や地域住民に周知していくための取組を行います。

第6章 推進に向けて

第1節 推進状況の点検・公表の方法

1 計画の推進状況の点検

本計画は、教育課を主管課に関係各課の協力により、進捗状況を把握するとともに、評価・点検を行い、以降の取組に活かしていきます。なお、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の計画に定める量の見込みに対し、実績値が大きく変動する場合には、実状に応じた見直しを行い、一部改訂を行うこととします。

2 計画の推進状況の公表

本計画の推進状況は、町のホームページ等により公表し、周知を図ります。

第2節 町民への意識啓発の推進

1 子ども・子育て支援に対する意識啓発の推進

子ども・子育て支援は、地域などが総力をあげて取り組むべき大きな課題であるため、さまざまな広報活動や生涯学習などの学習機会を通じて、町民への意識啓発を推進します。

2 推進体制の強化

子ども・子育て支援に関して、地域における集中的、計画的な取組を効果的、効率的に促進するため、推進チームの設置など、機能的な組織の編成に努めます。

資 料 編

1 鋸南町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

鋸南町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和6年2月6日

鋸南町教育委員会教育長 富永安男

鋸南町教育委員会告示第4号

鋸南町子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鋸南町子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意思を反映させるため、鋸南町子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 委員会の職務は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事項
- （2）子ども・子育てに係るニーズや現状の把握に関する事項
- （3）前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員11人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1）小中学校、幼稚園、保育所の職員代表及び保護者代表
- （2）学童保育所の指導員代表及び保護者代表
- （3）子ども支援に関わる団体の代表
- （4）学識経験のある者
- （5）その他教育長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、子ども・子育て支援計画の策定が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 委員会の会議は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、教育課において処理する。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（告示の失効）

2 この告示は、任務終了の日をもってその効力を失う。

2 鋸南町子ども・子育て支援事業計画策定委員名簿

【令和6年度】

(1) 委員

(敬称略)

番号	区 分		役 職	氏 名
1	子どもの保護者	保育所保護者代表	保護者	五十嵐 麻衣子
2		幼稚園保護者代表	父母の会会長	大 胡 梨 香
3		小学校保護者代表	P T A会長	秋 良 優 介
4		学童保育所保護者代表	父母の会会長	石 井 智 子
5	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	保育所職員代表	所 長	渡 邊 祐 子
6		幼稚園職員代表	副園長	齋 藤 由美子
7		小中学校職員代表	校長会	安 田 淳
8		学童保育所指導者代表	指導員	川 名 正 美
9		子育てサポーターリーダー代表	代表	松 木 浜 子
10	学識経験のある者	保健福祉課	主任保健師	櫻 井 好 枝

(2) 事務局

番号	区 分	役 職	氏 名
11	事 務 局	教育長	富 永 安 男
12		教育課長	安 田 隆 博
13		教育課 教育総務室長	福 原 規 生
14		教育課 生涯学習室長	山 口 東 子
15		保健福祉課長	刈 馬 尚 子
16		保健福祉課健康推進室長	安 藤 睦

3 計画策定の経過

年 月 日	内 容	備 考
令和6年3月	子育て支援に関する ニーズ調査の実施	・町内の小学校就学前の子どもがいる全世帯、 小学生の子どもがいる全世帯及び中学生全 員を対象に実施
令和6年9月17日	第1回子ども・子育て 支援事業計画策定 委員会	(1) 委嘱状交付 (2) 委員長及び副委員長の選任について (3) ニーズ調査の結果について (4) 前期事業計画の実施状況について (5) その他
令和6年12月17日	第2回子ども・子育て 支援事業計画策定 委員会	(1) 子ども・子育て支援事業計画（素案）に ついて (2) その他
令和6年12月26日～ 令和7年 1月20日	パブリックコメント 実施	
令和7年2月13日	第3回子ども・子育て 支援事業計画策定 委員会	(1) 子ども・子育て支援事業計画（案）につ いて (2) その他

第3期
鋸南町
子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

発行：鋸南町
編集：鋸南町教育委員会教育課

〒299-1908
千葉県安房郡鋸南町吉浜 516

TEL 0470-55-2120
FAX 0470-55-1585